

平成30年第4回東大和市議会定例会会議録第24号

平成30年12月7日（金曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	高石健太君

出席説明員（29名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	直井亨君
学校教育部長	田村美砂君	学校教育部参事	佐藤洋士君
社会教育部長	小俣学君	公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君
行政管理課長	木村西君	財政課長	川口荘一君
保険年金課長	越中洋君	市民部副参事	岩野秀夫君
課税課長	真野淳君	子育て支援部 副参事	榎本豊君

青少年課長 新海隆弘君
都市計画課長 神山尚君
建築課長 中橋健君
社会教育課長 佐伯芳幸君

環境課長 宮鍋和志君
土木課長 寺島由紀夫君
教育総務課長 石川博隆君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 関 田 貢 君

○議長（押本 修君） 昨日に引き続き、7番、関田 貢議員の一般質問を行います。

○7番（関田 貢君） おはようございます。きのうに続き、よろしく申し上げます。

きのうは、都市計画道路、幹線道路ということで、東京都施行事業についてお伺いしました。

きょうは、東京都の新青梅街道、あるいは立川大和線の3・3・30号線については、これはぜひ促進の要望をお願いしときたいと思います。

じゃ、次に東大和市内の都市計画道路について、それぞれの考え方を、また促進についてのお考えをお伺いします。

まず最初に、桜街道、立川3・4・17号線、これは無電柱化についての話の発表がありました、私はこの計画が発表になり、後に残された南街地区の住宅内の都市計画道路を、道路優先にするのか、あるいは面的整備で立川都市計画の中で平面的にこの事業を進めていくのかとの考え方を伺います。

そして、次の道路としては、東大和武蔵村山線、立川3・5・20号線、今、芋窪の四ツ街道まで完成し、開通させていただいてます。今その東側の道路、そして強いて言えば奈良橋の都市計画道路にぜひつなげていただきたいと私は思ってます。その計画については、どのように考えられているか伺います。

そして、もう一つ、大和清水線、立川3・4・26号線の事業計画であります。この事業計画については、亡き森田憲二君と一緒に、武蔵大和駅の周辺の都市計画道路、あるいは清水商店街の一部のまちの協力により、都市計画道路の入り口が、東村山から大和に入る武蔵大和駅前の整備が進んだところです。いよいよ、この入り口ができたわけですから、東村山から東大和へ、新青梅街道に抜ける都市計画道路が、一部この東京都計画道路の整備方針で、第四次事業化計画の中で、市も優先順位として新青梅街道からの計上をされてると思いますが、その考え方について伺います。

以上、3点について申し上げます。

○都市計画課長（神山 尚君） 都市計画道路の整備の関係でございますけれど、通告でございました5路線ですね。5路線の計画の延長なんですけど、まずそれが合計で17.2キロありまして、このうち整備済みが約10キロでございます、未整備が今現在で7.2キロぐらいあるというような状況でございます。都市計画道路の整備は、もともと東京全体にネットワーク的に計画が及んでまして、東京全体では3,200キロぐらいの計画がございます。こういった都市計画道路の整備には多額の財源が必要になりまして、都市計画道路というのはある意味、長期的な視点で計画決定されたものだというふうにも考えております。とは言いまして、都市計画道路の機能としましては、最近では高齢化も進んできて、バリアフリー化された歩行空間とか、震災時の延焼遮断とか、そういった機能が見直されておまして、新たな側面から整備の促進が期待されているというふうには考えております。

計画決定が長い区間に及んでおりますので、これを効率的にやろうということで、23区と26市が東京におけ

る都市計画道路の整備方針というふうなものをつくっておきまして、10年内で着手する路線というのを定めております。当市におきまして、市施行といたしましては、3・4・17号線の現道と重なる区間の570メートルと、あと3・4・26号線の新青梅街道から以北の区間の410メートル、こちらを今後10年間でやっていこうということで、着手していこうということで目指しております。

大変申しわけないんですけど、これ以外の路線につきましては、現時点でちょっと具体的な計画がないというところがございますけれど、今後、必要な財源等を確保しながら、一日も早く整備促進をしていきたいという、そういう考えでおります。

以上です。

○7番(関田 貢君) 僕は今3路線の中で、今言われたことというのは、桜街道の無電柱化についての話は聞きました。ですから、桜街道はそういう話をしたときに、町なかには今度残されてる17号線の計画があるわけですよ。そういう計画も今から準備しておかないと、こういうふうな中で、先ほど来、きのうも言いましたけれど、遺産相続が発生した、そうしたときの区画事業の路線にある住宅の考え方も、今から準備しておかないと私はいけないというふうに言ってんですよ。ですから、桜街道の計画は計画で、これぜひ10年間でやっていただきたい。そして、そういう話を、事業をやっている間に町なかの都市計画道路はどうなんだと、それが路線で、都市計画道路で推進するのか、面的整備を一緒にやるのかということが出てくると思うんですよ、駅前広場と一緒に合わせて。そういう考え方を聞いてんです。もう一度そこを。

それと、あれもそうです。武蔵村山大和線も、今、四ツ街道でとまっています。それを今、あの工事を、これも事業化で、立川3・3・30号線まで工事が終わるといふふうになってます。それは発表になってるからいいですよ、そんなこと。僕は今、奈良橋の都市計画道路につなげることについてはどうなんだということを、ここで示してほしいと言ってる、お願いしてるんですよ。そういう答弁をして、これ全体の言ってることはみんなわかってますよ、26号線のね。だから、26号線も武蔵大和の駅周辺の都市計画の整備ができたから、そして新青梅街道からの26号線の進め方を、今言われたようにこの四次計画の中で410メートルというのは10年間の計画されてますと。これ、わかってますよ。だから、そういう計画の促進の仕方を、今質問したそういう中身をきちっと答えてほしい。今から準備しておかないと、計画はこれ実施してほしいですよ。しかし、その間にこういうことをやっていると、いろんなそういう諸問題が出てくるんですよ。だから、そういう諸問題を私は都市計画道路の線引きにしてあるところは、相続税が、相続が発生した土地は開発公社を使ってでも先行投資しなさいと、きのうから言ってるわけですよ。だから、そういうこともあわせもって、そういう答弁をしていただきたい。お願いします。

○都市建設部長(直井 亨君) まず今のお話の中の3・4・17号線の東大和市駅付近の今後の整備についてでございますけれども、おっしゃるとおりあの部分につきましては、単独の都市計画道路事業として行う場合と、再開発事業等で面的整備で行う場合という2つの手法が基本的には考えられますけれども、今後の事業化はとりあえずでございますけれども、現在、事業化計画に入れておりますところまでは行いますが、その先につきましては今後の10年ぐらい先になろうかと思っておりますけれども、第五次の事業化計画の際に検討させていただきたいというふうに考えておきまして、その際、その事業化の方向を決めてくものだというふうに考えております。

その他の点につきましては、ちょっとまた都市計画課長のほうからお願いしたいと思います。

○都市計画課長(神山 尚君) もう一点、3・5・20の3・3・30号線から給食センターの前のあそこの道路までつなぐという、そういうお話でございます。第四次事業化計画には、そちらのほうの区間は入っておりま

せんけれど、道路ができ上がったところと、でき上がったところの間、間をつなぐということは、投資効果上はメリットのある区間だというふうに考えております。

以上です。

○7番（関田 貢君） わかりました。

ぜひ、この都市計画道路については、私が平成9年の6月議会に提案したときが55%、それと現在で比べて19年間で15.5%きや進んでない。この計算で完成までしたら、どういう状態になるのかなど試算してみたら38年間かかると。こういうことですから、やはり市民の協力なくして促進はできない。事業計画が来たならば、事業計画内にきちっと速やかに終わるように、事業が進むように市民協力をきちっと今から訴えておく必要がある。そういう意味では、広報活動を十分に、広報活動を利用して市民周知を徹底しながら、この事業化というのを進めていかないと、都市計画道路は非常に私は難しいと思っております。そういう意味で、ぜひ頑張ってくださいということ要望して、この項は終わります。

次には、②の市道路線について質問しました。私が、平成27年4月1日現在の市道路線は1,250路線、それで延長で21万2,595メートル、面積では125万7,302メートルで、舗装率が86.8%ということで、この市道路線の促進を進めていただきたいということで、この進め方については非常にこれ難しい道路だと、東大和市は思っております。

過去10年間の比較した延長と面積が、私はこの当時の資料見ますと、10年間で1,686メートル、そして面積では2万9,785平方メートルで、1年間当たり、これ10で割りますから、168メートルきやいかないと、こういうデータになるんですね。これでは、この市道路線の進め方について、きちっと市が、これも都市計画道、都市計画道路は買収事業で予算がつかますけれど、地域計画道路というのは有料って道路は少ないんですよね、既存道路がもうでき上がってるから。これどっちかという、狭隘道路的な道路の4メートル以下の道路が東大和市は多いですから、その4メートルの道路の幅員という事業に私はなるんだろうと思います。

ですから、そういうことで東大和のこの面積を、私が皆さんが発表した平成元年の元の台帳を見ますとね、この4メートル以下の道路というのは、この地図で見る限り、芋窪・蔵敷方面に非常に多いと書いてあるんですよ。4メートルに幅員しなきゃいけないと。平成元年で、このデータは昭和63年4月1日の皆さんの報告ですよ。そこと比較して、東大和が面積で比較しましたらば、この当時に1万3,469メートルですから、そして現在、東大和が進めてる、現在で比較しますと、この当時は68%、昭和63年がね。そして現在は77%ですから、9.3ポイント延長できてるということですね。

そして、この狭隘道路で未改良の土地が、昭和63年では32%ありました。それがこの27年度の未改良整備道路は22.7%、マイナス9.3%。22.7%、ここで9.3%が進んだということなんですよ。ですから、こういう進み方を見ても、この10年間の比較、あるいはこの63年の比較してみても、この進みぐあいが遅いですよ。そういう意味で、私はこの都市計画道路の1,250路線の中で、過去10年間と比較して延長、面積について、この面積の、あるいは延長や面積というのは、ほとんどが東大和の僕が見てる限りでは、開発された道路促進が、あるいは拡幅が、ほとんどが多いと。地域住民の無償で拡幅されたり、そういう件数はないんだろうというふうに僕は思います。その辺、どういうふうに感じてるかお願いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） ここ10年間の市道路線の認定でございまして、都市計画道路の3・5・20号線の認定や、あと都営向原団地内の新設道路がございまして、また、開発事業による新設道路がございまして、市が独自で新設したというところでは、都計道の3・5・20号線が主なところではございまして、そのような場所と

なっております。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） ですから、こういう昭和63年から今日、27年間、平成27年のデータで比べて、27年間でこのような進み方ですから、よほどきちっと計画を立てないと、この計画は進まないと思っております。ですから、そういう意味で、この10年間の様子はわかりました。この説明について、さらに掘り深く質問していきます。

市道6号線の改良事業の計画についてということについて、私はこの改良事業については、この幹線道路、あるいは生活道路と分ける。生活道路の中には先ほど言った地域道路計画、この地域道路計画の中には、4メートルを境にした未開発道路と改良された道路との線引きが、先ほど言ったこの地域計画で、平成元年に発表された都市計画、地域道路計画があるわけですから、それに基づいて、この比較検討を、中身を教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 平成元年度に東大和市地域道路計画を策定をしまして、その後、東大和警察署から北へ向かっていく道路とか、地域道路計画に沿って整備したところがございますが、最近につきましてはなかなかそれも難しいような状況でございます。開発事業でセットバックするときに、東大和地域道路計画に合わせた形でセットバックをお願いしてるといような状況でございます。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） ぜひ、この幹線道路、生活道路、あるいはこういう地域道路については、地域住民の苦情や、そういう情報から改善がされるケースが多いと思っております。ですから、そういうことで、幹線道路というのはある程度幅員が確保されてますから、そういう問題はないと思うんですが、むしろ地域計画の中で未改良の道路、4メートル以下の道路幅員の問題が、地域住民から車の相互交通ができないとか、そういうような問題で苦情が上がって、その手法で苦慮していると私は思っております。ですから、ここの中でも、私も市民の要望で、要望の中で一番苦情が全体の中で一番多いといようなデータもあります。ですから、そういう苦情をなくすためにも、計画的な改善が私は必要ではないのかなということで、その計画というのについては、幹線道路を中心にやるとか、あるいは地域道路計画で、こういうものができたときに、どこがこれから言う赤道が多くて、行きどまり道路が何本あるんだと。そういう道路を、こういうふうに市民に公表しながら、この地域を、行きどまり道路を解消していきたい、あるいは赤道みたいな道路については、周辺住民、市が使われていないような道路については、周辺の地権者にぜひ協力して買っていただくとか、そういうようなことのニュースというのは、情報というのは市が提供しないとなかなか市民が、これについてこれない、そういう状況が見え隠れします。

ですから、この次の赤道の整備、現状についてと。当市は、何路線ぐらい赤道が今整理されてないで残ってるのか、その点をお伺いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 赤道の市道でございますが、市内に数多くございまして、通り抜け道路や行きどまり道路、数多くございます。そのような中で、赤道で行きどまり道路の市道につきましては、路線数が174路線、路線延長が5,173.29メートルでございます。特に山林や緑地の中にも行きどまりの赤道が多くございまして、青梅街道と都道128号線の北側の中の山林、緑地については43路線でございますので、その他については131路線ということで、そのような状況になってございます。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） ですから、今聞いただけでもね、赤道が1,250路線の中で、平地である土地では174路線あると。そして、山林や緑地の中にも131路線あると。これ両方、足しますと305路線あり、約全体の24.5%も赤道があるわけですね。ですから、こういう状況を解消するために、この赤道という道路を解消するための方策はどのような努力しているか。その前に、赤道という由来を教えてくださいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 赤道についてでございますが、公図上で地番が記載されていない土地、無地番の土地でございます。明治の時代から道路であった土地を言うものでございます。もとは国有地でございます。公図に赤色で着色されておりましたことから、赤道と呼ばれてるということでございます。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） この赤道は、私も調べてきたんですが、今課長が言ったように、もとは国有地であり、公図で赤色で着色されてることから赤道と呼ばれてると、こういう由来があるそうです。

そして、東大和市は古くから、この道を、村の時代から村道、そして村道として認定し、それで町の時代、町道、市道と変わって現在までなってる。こういう歴史があって、今日の道が1,250路線のうち305路線、約24.5%が赤道のままあるということですね。

じゃ、その赤道の中のaとして、赤道の売却される手続については、どのような方法で処理されるのか、それをお伺いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 赤道の売却、売り払いについてでございますが、ほぼ行きどまりの道路が全てでございます。一般的には、まず地権者の方から市に対しまして道路を払い下げてほしいとの相談や要望がございます。その部分の売り払いが、まずほぼ全てでございます。

道路を売り払う場合、その道路に接する地権者の方、全ての方に接する土地に応じた面積の払い下げを受ける権利がございます。その地権者が1人ないし2人程度である場合には、払い下げがしやすいという部分もがございます。市に対しまして、地権者からの払い下げの申請書の提出がその後でございます。そのときに、市道の測量、図面の作成は申請者が行うことになってございます。市におきましてはこの申請書を、一般交通の用に供してなく、市道としての存置の必要がないと判断した場合に、払い下げの申請書を受理することになってございます。その後、市議会において、市道路線の廃止の議決を経て、道路法の施行令によります2カ月間の管理期間の経過後、売却を行うというような流れになってございます。

赤道の行きどまり道路の市道ですが、路線数は174路線ということで先ほど申し上げましたが、174路線ということでございます。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） わかりました。

赤道の売却される手続については、この地権者が払い下げの相談はするということで、市へ行って道路の土地所有者の払い下げの権利があるということで、周辺の土地に対して今の手続が必要。そして、市に対しては払い下げの申請の提出をして許可をしている。最終的には、廃止の議決は議会がやるということで、価格設定なんか、不動産鑑定書の適正な価格で売却されるというふうになっています。

bとして、今度は売却件数についてはどのくらい行われているかお伺いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 払い下げ件数についてでございますが、ここ20年で23件ございます。廃道自体は全部で82路線ございましたが、そのうちの23路線が払い下げということで、残りの59件につきましては東京街道団地とか、向原団地内の道路敷のない路線や空堀川整備事業、河川内に取り込まれた路線、開発事業で事業

区域内に取り込まれた路線、都道3・3・30号線に取り込まれた路線などになってございます。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） わかりました。ぜひ、売却件数については努力して進めていただきたいと思います。

次に、エとして狭隘認定道路の建築基準法第42条の第2項のことについてお伺いします。この建築基準法については、昭和61年4月1日に施行、全部改正し、平成29年4月1日に施行された主な内容の変更と特徴についてお伺いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 東大和市狭あい道路整備規程でございますが、昭和61年4月に施行しております。昭和61年の施行時には、狭隘道路の拡幅整備は4メートル以上、角切の設置、寸法の規定等がございます。用地取得は、別に市長が定める価格で買収するとしたものでございます。その他、移転補償の関係や、測量、分筆、所有権移転登記の必要な費用は市が負担するというようなものになってございます。平成29年4月1日施行の規定でございますが、狭隘道路の拡幅は4メートルとし、建築基準法第42条第2項に該当する部分が対象としてございます。角切につきましては、東京都建築安全条例で規定します角切が対象となっております。用地取得につきましては、寄附となっております。移転補償費はなしで、測量、分筆等は土地所有者ということになってございます。そのセットバックされた、道路後退された土地の整備につきましては、市が行うということになっておりますが、土地所有者が実施してもよいという規定にもなっております。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） 今の中身で大きく確立してるというのは、この狭隘道路で、最低道路も昔は何間、何間道路と、こういうふうに言われた道路が町道、町村時代は。そして、市の時代になっても、そのまま引き継がれてると。そういう道路が非常に多いということで、私は今度は4メートルの道路は最低生活道路で、この4メートルに拡幅しなきゃいけないんだということは、今度は心の中で認知したわけですね。ですから、そういうことの道路の狭いところは4メートルでセンター振り分けなんだということ。これは事情によって、うちは崖地のところの道路はないから、偏りなんてことはないでしょうけれど、そういう道路についてのこの認知が、市民に広く知れ渡ってないんじゃないかと私は心配してます。ですから、こういう道路、狭隘道路に接してる住宅は、ぜひとも狭隘道路は最低4メートル道路、あるいはこの最近の新しい都市計画道路や、あるいは開発の面積の道路の中を見ますと、5メートル道路とかいうふうに、4メートルから5メートルになるケースが多くなってます。それは車の大型化になりということで、そういう角切や、あるいは相互交通ができる道路状態に、一日も早く生活道路の改善が私は必要だと思ってます。ですから、この法律の意義をきちっと市民に周知していただきたいと思いますと思うんですが、どうですか。

○土木課長（寺島由紀夫君） この狭あい道路整備規程でございますが、建築基準法第42条2項道路ということで、4メートル以内の道路でございまして、もう建築基準法上は道路のセンターから2メートルの部分につきましては、みなし道路とされておりますので、もう既に道路と——建築基準法上の道路となっております。そのようなところで、市のほうで寄附を受けるような形をしておりますが、なかなか市民の方についてはそのところを御存じない方がおりますので、何かしらの方策でそういうようなこと、そういう道路がありますよということは、何かしらの方法で伝えていけたらいいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） この問題については、過去にも私は荒川のまちの狭隘道路の整備規定で、私は今言ったように古い道路については、昔の旧道で、2間道路、1.8メートルとか、そういう道路で、もう住宅できてま

す。しかし、それが今の事情に合っていないから、そこへ車が通れる、何が通れる、安全対策、あるいは防火対策上どうしても道路が必要なんだというときには、道路を後退したときに、真鍮でつくったプレート、まちづくりのあれでということで協力いただいて、この道路は広がりましたということで、荒川の僕が見に行ったときに、区長さんが、僕、同僚の議員仲間だったですから、その区長さん訪ねて、それ実施、見に行きました。そういうことを過去にも提案したことがあります。ですから、セットバックしたときに、せつかくセットバックしておきながら、建築が、市が買わないがためにもとの道路、それは個人の財産だから、ここは俺の住宅ではセットバックしなきゃいけない、建築確認上。しかし、その住宅が建っちゃうともとへ戻っちゃう。それじゃ、何もなんないですよ。道路がちつとも広がらない。でも、東京都の建築事務所へ行くと、建築事務所の公図では道路が広がってることになってる。こういう差があるんですよ。それをきちっと整理してあげないと私はいけないと思うんですが、どうですか。

○都市建設部長（直井 亨君） 今、建築基準法42条2項道路のお話でしたがけれども、建築基準法42条2項道路は、建築基準法の施行がされた際、建築物が建ち並んでいた4メートル未満の道につきまして、そこにつきましては今後も建物が建て替えができるようにということで、原則として道路の中心線から2メートルの範囲を道路とみなして、その範囲につきましては建築物の建築はしてはならないということが規定されてるものでございます。今おっしゃられたとおり、建築物を建てる際には、建築物本体は下がるんですけども、その後、建築物に附属する塀等、塀や門はまたもとの位置に戻ってきてしまうという実態があることにつきましては存じておりますけども、その塀や門につきましてもこれは建築物でございます。したがって、これをやっている際に、それがわかれば違反建築物として、建築指導事務所のほうで取り締まっていただくこともできますので、私どもはそういうことを発見した際には、そういうことにならないよう建築指導事務所とともに、42条2項道路が、その4メートルの幅員が確保されるよう努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） ですから、今部長さんの言った法律はわかります。しかし、市民の協力の度合いの評価をね、僕は荒川さんのやった、区長がやったああいう道路後退と真鍮板でね、まちづくりに協力して、この42項道路の道路が広がりましたと、こういう善意な記録をやっぱり周知しないと、私はなかなかこれ、道路の4メートルの幅員の進む度合いが、今言うような難しい事情がありますから、これは大変だと思うんです。ですから、そういう善意な人に対して、市が協力していただいたというあかしを、やっぱり何かを表示してあげたほうが、私はいいと思ってるんですが、どうですか、その考え方。

○都市建設部長（直井 亨君） 今おっしゃるとおり、42条2項道路でございますけども、建築基準法が昭和25年11月23日に施行されてから、現時点で70年近くたってるわけでございます。そこからしますと、本来であれば建築物は全てセットバックしてるのが普通だとは思いますが、さまざまな事情からセットバックもされないで、現在も問題になってることは事実でございます。これをいかに確保するかということで、杉並区などにおきましては、そこについて花壇等にもすることについても制限するようなことを条例化してるところもございまして、これにつきましては憲法上の問題もあるんじゃないかとかいうことで、他の自治体につきましてはその状況を見守ってるような状況でございます。今おっしゃられたような、セットバックしていただいた方につきまして、そうしたセットバックして寄附していただいたということにつきまして、表示することは非常に有効な方法だとは思いますが、市としても今後検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） 今部長の答弁で、拡幅事業については大体そんなようなことが、注意しなきゃいけないということで、これはぜひ前向きに市民の協力を仰げるような環境をつくっていただきたいと要望しておきます。

そして、オとして、当市のその角切事業、この角切事業も非常に開発で残されたままになってます。そして、角切ですから3ポイントのポイント、1つのポイントが開発業者のポイントになって、ほかは違う人だつて、こっちが協力されても、このポイントが残ったために角切が終わらないというような諸問題が発生してます。ですから、この角切については、事業主が、これ市長が真剣に考えなきゃいけないと、角切は開発業者が過去に残していった土地、それで大和に住んでない人、そういう開発業者がいるんですね。そして、そういうような地権のことで、周りの人が売ってもいい、しかしこの3カ所目のポイントが、角切の開発業者の入り口に当たってる。それで、宅地は売れちゃったけれど、道路部分が残ってる。そういう不動産の土地の所有権だと。角切は、その所有権の1点がその人のものだというふうになってる。そういう角切の解決策を、ぜひこの東大和の角切、あちこち東大和は開発して、今最近の開発はそういうことは少ないだろうと私は思うんですけど、その過去にされた開発で、私たち市民の要望に応じて角切の問題を解決にいくと、そういう問題がまだ残されてます。その辺の問題については、市としての情報や、あるいはそういう解決策をやった事例があったら紹介していただきたい。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今議員がおっしゃられましたように、市内には角切のない箇所がまだまだたくさんございます。市といたしましても、昭和50年代から角切の用地買収を積極的に行ってきた経過がございます。この30年間でも67件の角切買収を行ってございます。そのような中で、一般的な角切買収の仕方でございますが、市が調査を行いまして必要であると認められる交差点について、その地権者の方と用地買収の交渉を行いまして、可能となった箇所について用地買収とその整備を行っている状況でございます。

ちょっと違った例としましては、地権者の方に用地買収をお願いしたが、承諾していただけなくて、用地買収ができなかった例もございますし、土地の使用承諾で整備した箇所もございます。また、土地の売買や建物の建て替え時に、東京都建築指導事務所の指導によりまして、東京都建築安全条例による角切が設けられた箇所の寄附を受けるケースもございます。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） ぜひ、こういう市民の苦情を、こういう角切問題は非常に難しい、そういう地権争いですから。そういう問題に、開発業者がそういう角切についての注意は、開発するときのチェック機能をきちっとしていただきたい。そして、こういう開発の土地に対して、市に帰属をすとかしていただかないと、こういう問題点は市が開発許可してるわけですから、市の開発がもっともっとそういうところに注意を払って、そういう問題を減らしていただきたいということを要望して次の問題へいきます。

次には、市道1号線の近隣商業地域についてお伺いします。

私は今回、市道1号線の近隣商業地域について取り上げたのは、この商店街の衰退が主な原因で、ここにいろんな問題が東大和の表玄関と言われる土地に、いろんな災害問題がここに集積してます。ですから、皆さんの答弁を聞いてると、この市道1号線は何回か道路を、改修工事、路面整備をしたという報告は聞いてます。しかし、これは道路が、昔つくった道路が都市計画道路と基盤が同じようにつくってないから陥没するんですよ。当たり前なんだよ、この道路は。昔から悪い道路なんです。この1号線、2号線は、振動と騒音でさんざん悩んできた道路なんですよ。

2号線のほうは、振動、騒音は解決し、1号線が一番残ってるんですよ。空洞化だなんて、まだ問題が出てるんじゃないですか。私は議員になって、一番ひどいのは、カマダビルの前のマンホールのところの周辺が陥没した事故。あの事故なんかだって夜中に陥没して、朝、皆さん修復してましたよね。そういう陥没するということは、地盤がやわらかいんですよ、あそこは。一番くぼ地なんです。昔は関東ローム層で、私は農家で百姓をやりましたから、あそこが一番わかるんですよ。そのやわらかいところに道路をつくったんですから。あの旧道は、向原で言えばバス停のところから野火止用水へ回るのが正式な道路なんですよ。そういう道路を拡幅していけば、そういうような陥没なんてないんですよ。それを、関東ローム層のそういう道路のど真ん中へつくったから、この問題が発生してるんですよ。これは道路問題で、そして私も何年も、これはあるお店の前の陥没事故、空洞化って、今新しい言葉では空洞化って言っていましたけれど、まだそういう薬屋さんのところに陥没、空洞化があらわれるなんていうのは当たり前なんです、こんなの。それは、市が完全に都市計画道路の地盤と同じように道路回復してないから、何度も路面舗装だけして道路を直したかのように見せかけてるだけなんです。

ですから、この近隣商業の評判が悪くてしょうがないですよ。道路が悪い、水が出る、商売も一定の土地の地権者は持っている。そして、全部家作に入ってる。それで家作に入った人の商店が、個人商店の皆さんが街路灯を負担すると。これから細かく出てくるんでしょうけれど、そういう店舗を借りてる人に街路灯の一部補助、できるという今の環境はありますか。個人住宅がほとんどじゃない。全部が個人の財産ですよ。あのマンション、何人が持ってますかと。こういう人が近隣商業をつくってくれて言ったわけですから、商店の皆さんの気持ちを考えて、商店が衰退した原因は地主にもあるんですよ。私はそう思っているんです。まず、この近隣商業にした、私は怒りに思えて今質問をしています。確認をします。その点について、どういうふうに思いますか。

○土木課長（寺島由紀夫君） この市道第1号線ですね。まず最初に空洞化のお話でしたが、市道第1号線ですね、地下埋設物が数多く入ってございまして、その関係で砂埋めという埋め戻しでやってございまして、ちょっとすき間があると陥没するようなところの箇所もございまして。そのようなことから、先ほど議員がおっしゃられた駅前のところも、その占用物件の周りが陥没したというようなことでもございまして。

この市道第1号線でございまして、歩道が1.5メートルで、旧設計基準でつくられたところでもございまして、市のほうとしまして、今後、改良していかなければならないということでは考えてございまして、何年前かに、平成20年度に舗装、補修を行ってありますが、それにつきましては舗装の劣化とともに振動の苦情等、多くありまして舗装の補修をしてきたような状況でもございまして。今後につきましては、舗装の改修、歩道の改修等、実施しなければならないということでは考えてございまして。

以上でございまして。

○7番（関田 貢君） 今課長の言った答弁で大体、その1号線の概要は皆さん、みんなおわかりだと思うんです。しかし、この街路灯の歴史をもっと深く、じゃ街路灯をつくった、あるいは装飾灯の管理を最初つくらせていただくという届け出のルールに従った代表者が、そのときの組合の会員の人がいらっしゃるんですかという僕は質問をします。

○土木課長（寺島由紀夫君） この街路灯、装飾灯でございましてね。旧商店会のほうで設置したものでございまして。昭和60年から平成元年にかけて、市の道路占用許可を取って、商店会の所有物として設置されたものでございまして。こちらにつきましては、平成25年もしくは26年ごろに解散もしくは消滅してしまったというような

状況で、現在は管理する者がいない状況で、点灯もされてございません。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） ですから、私が今この装飾灯のね、私が調べた、今、駅前商栄会の看板を立てて、そのときの装飾灯は25基ですよ、25基。それで25基の中で、その当時、つくった設置者がカマダさんなんですよ、会長さんね。はっきり言うけど。カマダさんが、そこで25本をつくった中の商店街が、現在、個人でお店をやられてるのは何件ありますか。それを、個人のお店が、この当時、私は調べたら何件もないですよ。梅の原では、小原ガラス屋さん、村上パン粉店、それで昔から個人住宅で持ってらっしゃる人が何人しかいない。あとほとんどがカマダビルなんですよ。そして、商業地域を占められてる。これじゃ、商店街、衰退するのは当たり前ですよ。商売、もうかんきゃ、だつて入ってる店子さんは利益があればいてくれるでしょうけれど、店子が金を、家賃を払って、そして街路灯まで払うなんていうことはね、その時代は、つくった当時は皆さん経済的に勢いがあったから、そういう時代もあったでしょう。しかし、こういう衰退原因をもう一度別な角度から見直して、商業地域を、皆さん、地主も商業地域の一端を担い、高い固定資産税を払ってるんですから、回収率の高いビルをみんなつくったわけですから。ビルをつくった商店街の構想のまちづくりは、やはりビルのオーナーにも一体の協力してもらっても、私は悪くないと。個人の商店だけに負わせる責任はないと思う。そのかし宣伝をかけるという力のある人は、そのところに宣伝の看板が出してもいいというあれがある。そういう看板料をとって設置の一部にしたらいいです。

ですから、そういういろんなやり方、手法を、いま一度、これ東大和の駅前ですから、駅前商店街が25基も街灯がつかない。そういうことのアイディアを、そういう地主にも協力を求め、近隣商業を復活させるための手法として、今までの奇妙な例では、解決できないからこのまま放置されてるんですよ。だから、新しい考え方を持たなきゃいけないですよ。こういうビルのビルラッシュの中についている商店街をどうつくっていくかと。ですから、私は近隣商業の地域に在籍してる、あるいは所有権を持ってるそういう人たちにも、近隣の商店を何とか活性化したいと、力をかしてほしいとか、それを呼びかけるのは行政なんですよ。違いますか。お願いします。

○市民部長（村上敏彰君） ただいま東大和駅前の商店街の件でいろいろお話をいただきました。私どもも駅前のにぎわいについては、常々、商工会と連携をしながら考えてるところでございますので、この件につきましても、商工会に御協力いただきながら、ぜひとも解決に向けて一歩踏み出してみたいと、このように考えてございます。

以上です。

○7番（関田 貢君） 踏み出すたってね、いまだにずっと来てるんですよ、何十年も。これ、できたときが昭和62年、平成元年に装飾灯ができたんですよ。それで、先ほど課長が言われたときから、解体された商店会の組合施行のあれがなくなったと言われてるわけですから。そこから検討するなんて、今のじゃ甘っちゃよろいですよ。これ、直さなきゃいけない。東大和の表玄関ですよ。表玄関で市道1号線、2号線というのが、駅前で一番利用する、通行する場所の多いところで街路灯がつかない。そして、ここに水害対策でいえば、水害の問題も発生する。そして、歩道も、女の人がハイヒールを履いてる人だつて歩けないって言ってんですよ。そういうことをね、今の答弁じゃ、市民、納得するわけじゃないですよ。こんなこと言ったら、また議会報告会で、南街地区の皆さんが水害のことを言ったら、いつ直るんだと、毎年、被害が出てんだよと。これ後で触れますけれど。こういうことを即、実行力のある対策を打たなきゃだめなんですよ。違いますか。

○市民部長（村上敏彰君） 現在あそこには商店街というものがございません。それで（関田 貢議員「ないから提案してんじゃないかよ、近隣商業で」と呼ぶ）ですから、商店街ございません。あそこに装飾灯がございますのも、あそこの会員さんにお話をお伺いいたしますと、主に装飾灯をつくるために商店街を形成したということがお話としてございました。それが、議員さんのおっしゃるとおり、1人抜け、2人抜けということで、人数が少なくなって、その商店街の電気代が負担できなくなったということで現在に至ってるわけでございますので、今それにつきましては所有者がないという状況でございますから、そういったことも含めまして商工会と御相談する、あるいは道路管理者の方と御相談するなどして解決策を探っていきたいと、このように考えてございます。

以上です。

○7番（関田 貢君） ぜひ、街路灯、あるいは装飾灯については、ぜひとも進めていただきたい。近隣商業地域を生かした1号線の回復を、近隣商店の皆さんが気持ちいい協力ができるように、あるいは市民に協力をいただいて、この街路灯は防犯灯の役目もするというので、地域の市民の寄附をあおったっていいんですよ、この募金活動をして。いろんなやり方があるんですよ。復興して皆さんの力をかりると。かり方についてもいろいろあると思うんですよ。ですから、ぜひ街路灯の装飾灯の管理については、市が中心となってやらなきゃできない事業だと思いますよ。今、新しい商売の人も張りついてますから。そういうところで、新しい事業家の皆さんにも協力を仰げば、何とかこの近隣商業地域のあり方をもう一度見直して、新しいスタイルをつくっていただきたいと、私は要望しておきます。

2について、この水害対策。この水害対策については、この4番目にも、私は言いますけれど、この水害対策は長年、もう地域の住民は飽きてます、この問題、言われるたびに。実現がいつできるか。それで、吸い込みますぐらいではきかないと、もう言ってるわけですよ。空堀川が30メートルで、今の旧河川でいけば倍に広がって、それで奈良橋の庚申橋だったかな、そこまではもう水が流れるように広くなり、それで満水時には100万トンの水が蓄えられるというふうに言われてる。河川が広がっても、都市型災害の独特な公害対策というのがあらわれてる。ですから、あそこが一番くぼ地なんですよ。くぼ地のところの路線の一番ひどいところは、これ個人名、出して申しわけないんですけど、サイトウ床屋さんのところ辺が、いつも水がたまって、私も出た当時、もう膝上まで入って、旧のもうやめられた町田課長と、いつもあそこのところのごみ掃除に行きましたよ。もう膝まで来ちゃうんですから。長靴が埋まっちゃうんですから。それで、集水ますのごみとりをやった経過があります。そのくらい、あそこの地域の人は、もうこの水——水害対策については、もう話が出るたびに。市民から信用されませんよ、これ。この実施効果、どういうふうに効果を市民に知らしめるかという事業を大きく展開しないと、これだめですよ。そういう意味で、再度お願いします。どなたか。

○副市長（小島昇公君） 今御質問のございました地域周辺で、非常に雨水があふれてということで、テレビでも水が出ると、バスの中に水が入ったというような報道がされたというのも実際のことでございます。市といたしましても、できる限りの対応というのは、毎年さしていただいているわけでございますが、今御質疑のございました中で、その効果はどうかという話になりますと、過去の年に1度あるかどうかという台風の水とかというのと違いまして、年に何回かかなりの雨量があるところを、全て解消するというのができてないのは事実でございます。そういった中で、その場所での対応も引き続き考えてまいりますし、もう少し全員協議会でもお話しさしていただきましたような、ほかのところの広域的な対応についても鋭意努力してございますので、周りでお住まいの市民の皆さんが非常に困ってるという事実は、市長は強く認識してござい

ますので、時間ちょっとかかって恐縮でございますが、前向きにさらに検討を進めたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） ぜひ、前向きに進めていただきたいと思います。

じゃ、③の車道と歩道の工事についてということですね。僕は、昔はこれ歩道がないんですよ。昔は畑のとき、道路、市道1号線つくって車道はなかった。後から歩道をつくったんです。私は地元ですから、その歴史をわかってます。そして、そのためにね、歩道を1メートルつくったから、電柱が民家寄りだったり、歩道にいっぱい電柱が立ったり、ジグザグになってるんですよ、あれは。ですから、皆さんも心配したとおりに、私が調べた当時、歩道の状態は大分傷んでる。改修工事の予定はあるかということで、歩道幅員が狭く、道路構造が現在の道路設計基準に合致してないから、早急に歩道は直さなきゃいけないと、過去から何回もやられてる、これ。そして、現在の歩道。

ですからね、これ水害対策と一緒に、この歩道も抜本改革しなきゃいけないですよ。ですからね、改修工事を先ほど何回かしたって言ったって、改修工事なんてのは表面づらですから。空洞が見られるというのは、都市計画道路の岩盤を、30センチ、砂利層があって、そしてその上にそういうローム層のそういうことの対策を講じて、砂利層の30センチ、40センチの都市計画道路の構造をもってすれば直るんですよ。あそこは都市計画道路の構造になってないから、いつまでたっても陥没だなんてまた出てきたんですよ。

これ市道1号線はそういうことなくなった。今度、都市計画道路ができるからもっとよくなるでしょう。この2号線。市道、この1号線については、私は都市計画構造の道路基準に早く直さない限りは、この陥没だなんていうのはまた起きると思いますよ。空洞になって、回避できないですよ、あそこの道路。ずっと掘ってみなきゃわかんないんですから。それだけやらかいんですよ。ですから、そういう水たまりの多いところは、やはりこの車道と歩道と一緒に都市計画道路の基盤と同じような改修工事をしなければ、私はだめだと思っておりますが、どうですか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市道第1号線でございますが、歩道幅員が狭いことですね、1.5メートルしかないということと、劣化してるということです。また、道路構造が現在の道路設計基準に合致していないことから、歩道の拡幅の整備が必要な路線であると考えてございます。今後、車道の舗装の劣化の進行や浸水対策の検討ですね、広域的な検討も踏まえて、そういう状況を踏まえまして、適切な時期に事業化していきたいとは考えてございます。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） ぜひ、そのように努力して、前向きに進めていただきたいと思います。

3番として、環境問題についてですね。

①、これムクドリの対策を、僕は提案してから、その週のあれ、何回か現場を見せていただきました。そして、このムクドリの対策については、私はどんなことをやっても東大和の場合は、ケヤキが、とまり木がすばらしいんですって、ムクドリに対して。ですから、そういうようなムクドリ対策を考えるならば、ケヤキは伐採したほうがいいって、市民から私は教わりましたので、そういうことをこの際、それで今、私が毎週、水曜日、木曜日、仕事でBIGBOXへ行く回数が多いです。ですから、その西武側の駐輪場のケヤキの葉っぱ、あれは毎回、毎回、本当に見苦しいですよ。それで、低木のときにケヤキの葉っぱが寄せられて、それは誰が掃除すんですかということなんですよ。それと、この予算書を見たら、駅前の清掃はどこどこ会社が年2回

とか1回とかやってますなんて書いてあるんですね。それだけじゃね、駅前、東大和の表玄関にふさわしい環境づくりになってるかという、この1番の問題で、鳥問題から、②の問題に触れてケヤキをもう一度、駅前整備として広場をつくり直す。そういうことでね、僕は駅前広場では、私が質問したときは27年ですから、もう30年たつわけですから。30年目に、その当時は私は手洗いの駅広のあの公道も、もう30年に新しくつくり変えるべきだと、十年一昔だと。ですから、もう3代もつたんだから、もうとっくにつくり変えていいと。それに合わせて、水道の水飲み場、あんなの駅前ではもう要らないだろうというふうに言われてますよ。ああいう場所、決まった場所に使っていたらいいと、つくり直してほしいと言われてましたよ。そういうふうにして、手洗いを1カ所にまとめる手洗い構想、そしてトイレの僕は2年前に改修、もうつくり変えると言ったと同じように、この駅前も環境整備をということで、木の伐採を、ケヤキの伐採をすると同時に、駅前には木のない駅広に僕は検討すべきだと思うんですが、どうですか。

○環境部長（松本幹男君） 今御質問がございましたように、毎年6月ぐらいになりますとムクドリが群れをなしてやってくるという状況がございます。毎年、市のほうでやってる対策というのは、もう一過性のものではないというのは、市のほうとしましても認識はしております。ただ、相手が野鳥だということがございますので、なかなか鳥獣保護管理法等の関係もございまして、余りこちらから積極的な駆除等は行えないというのはございます。その中で、先々を考えたときには、今議員のほうからは高木をなくすという御提案があったわけですが、昨年ちょっと検討した中では、高木を中木に変えていくってということで、緑も保ちながらムクドリ被害をなくすことはどうなのかということも考え始めております。

また、駅前のトイレ、こちらもかなりの年数がたっていて、脇には水飲み場があったり、その水飲みも、今となってみれば、その利用度がどうなのかということもございまして、そこは一体的に、今後、駅前どうしていくのかということと総合的に、一部、西武鉄道さんの土地もございまして、そこは連携しながら検討のほうはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（関田 貢君） ぜひ、そのように進めていただきたいと要望しておきます。

最後に、雨水対策で、先ほどもこの市道1号線の近隣商業のところまで水害のことを一部言いました。ですから、ここで私は心配してる市内の状況分析が、先ほど答弁いただいた、私が東大和をぐるっと見回したときに言われた地域、新堀では東野火止付近、それで駅前では1号線の今、用水北通り、南街の4丁目交差点付近、南街交番付近と4丁目の交差点付近ね。そして、南街では3丁目のいちよう通り、私はいちよう通りより旧みのり福祉園の跡地のほうが、あそこはくぼ地がひどくて、あそここの水たまりは相当なもんですよ、私が行って。そういう問題、そして第三小学校の付近は北、南。南は新堀地区の住宅のほうへ低いから流れてきます、校庭からの水が。それで、北側のところもやはり同じです。そういうふうに、この東大和の水害対策というのは、かなりいろんな地域で分布しても、ここの区域、今6カ所ぐらい、私がぱっぱと見て回った、これが都市型災害の最たる場所だと私は思ってます。ですから、この場所を解決するために、私は2番で進められてる東京都の50ミリ対策も、100トンの満水時にはためられるというふうに言われてます。その効果も期待しつつ、そして3番目の問題が、市がこれやってて効果があるのかなというふうに疑問を感じたことなんで、僕は質問しました。

そして、この雨水浸透施設の実施設計委託や、雨水浸透施設の設置工事の17カ所、こういう費用を使って今日やってきましたと。29年度の報告書では書いてあるんです。しかし、私は思い切ってね、この政策を転換す

る必要があると。私は市内の道路改良事業が、1億3,965万7,000円何がしで予算計上されてます。この1億3,000万の都市計画を2年使えば、約1億4,000万、2億8,000万になるんですよ。この2億8,000万で、この事業を促進、雨水貯留層の促進を図っていただきたいと私は思います。これは村山で、志々田市長の時代に私は要望して、この大南公園のところが、浸水の対策で750立米の埋設をつくって、地下タンクをつくって、浸水対策を効果しています。そういうような実績がありますので、ぜひ理事者も、この東大和の2年間の予算をかけて、即日実行していただきたいと要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（押本 修君） 以上で、関田 貢議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時48分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○議長（押本 修君） 次に、3番、上林真佐恵議員を指名いたします。

[3 番 上林真佐恵君 登壇]

○3番（上林真佐恵君） 議席番号3番、上林真佐恵です。通告に従いまして、一般質問を行います。

1、小中学校のエアコン整備・ブロック塀対策について。

①普通教室、特別教室へのエアコン整備について。

ア、整備の現状と課題は。

イ、運用の現状と課題は。

②体育館へのエアコン整備について。

ア、必要性、緊急性についての市の認識は。

イ、整備の現状と今後の取り組みは。

ウ、国、東京都の補助の詳細は。

エ、今後の課題は。

③ブロック塀対策について。

ア、対策の現状と今後の取り組みは。

イ、今後の課題は。

2、市独自の奨学金制度について。

①必要性についての市の認識は。

②今後の課題は。

3、教職員の長時間労働是正について。

①取り組みの進捗と教員の増員の必要性についての市の認識は。

②今後の課題について。

4、学童保育所について。

①待機児童対策について。

ア、現状と待機児童対策の取り組みは。

イ、今後の課題は。

②新・放課後子ども総合プランと当市の行動計画について。

ア、旧プランとの変更点と当市の行動計画への影響は。

イ、学童保育所と放課後子ども教室の役割についての市の認識は。

ウ、今後の課題は。

③育成料について。

ア、見直しの検討結果について。

イ、今後の課題は。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

〔3 番 上林真佐恵君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、小中学校のエアコン整備・ブロック塀対策についてであります。普通教室、特別教室へのエアコン整備につきましては、児童・生徒が快適な環境のもとで施設が利用できるよう環境改善に取り組み、平成30年度で整備が完了いたしました。体育館へのエアコン整備につきましては、学習環境の向上と合わせて災害時は避難所となることから重要であると認識しております。学校体育館へのエアコン設置を進める場合には、幾つかの課題がありますことから、引き続き国や東京都の支援策について情報収集し、検討を重ねていく必要があると考えております。ブロック塀対策につきましては、緊急性のある塀につきましては撤去が完了しているところであります。引き続きフェンスの設置工事や、老朽化した塀の整備につきましても計画的に取り組んでまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、市独自の奨学金制度についてであります。市の奨学資金の貸し付け制度につきましては、その利用状況と国から給付される就学支援金や東京都の就学給付金等の内容の充実等を鑑みながら検討した結果、平成27年度をもちまして廃止いたしました。市における奨学資金の貸し付け制度の復活や、新たな給付型の奨学金制度の創設は考えておりません。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、教職員の勤務時間についてであります。東京都は平成30年2月に学校における働き方改革推進プランを策定し、教職員の勤務時間に関する意識改革や時間外労働の抑制につきまして、各自治体における計画的な取り組みを求めています。市では教職員の事務的補助を行うスクール・サポート・スタッフの配置や、各学校における業務改善等により勤務時間の短縮に努めているところであります。また、学校における働き方改革の推進に向け、多様な専門スタッフの配置や拡充などについて、東京都市長会を通じ要望しているところではあります。引き続き必要な人員配置について要望してまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、学童保育所の待機児童対策の現状と取り組みについてであります。現状につきましては一部の地域で引き続き待機児童が生じております。取り組みにつきましては、平成31年度の受け入れ枠の拡大に向け、第一クラブ改修工事の準備を進めております。あわせて、学童保育所の申請を経ずにランドセル来館事業の申請ができるよう事業を見直すことで、多様なニーズに応えてまいりたいと考えております。

次に、学童保育所の待機児童対策における今後の課題についてであります。民間学童保育所の利用促進及び保育ニーズの把握が課題であると考えております。

次に、新・放課後子ども総合プランの変更点及び市の行動計画に対する影響についてであります。変更点につきましては、国の新たな目標として平成35年度末までに約30万人分の放課後児童クラブの受け皿の整備及び放課後児童クラブの役割の徹底による子供の自主性、社会性等のより一層の向上等が挙げられております。市の行動計画への影響につきましては、新・放課後子ども総合プランの中で、行動計画に盛り込むべき内容が示されておりますことから、次期の市の行動計画の策定の際に検討する必要があると認識しております。

次に、学童保育所と放課後子ども教室の役割についてであります。学童保育所は保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象とし、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図る遊びの場、生活の場であります。放課後子ども教室は、地域住民等の参画を得て、学習や体験、交流活動などを行う場であります。

次に、市の行動計画における今後の課題についてであります。新・放課後子ども総合プランにおいて、市の行動計画に盛り込むべき内容が示されておりますことから、その内容を踏まえました目標、整備量や事業量、方策等を検討していくことが課題であると考えております。

次に、学童保育所育成料の見直しの検討結果についてであります。待機児童対策の現状、原価計算及び他市との比較などを行った結果、当市の育成料は他市よりも低い状況にありました。このことを踏まえました検討結果につきましては、待機児童の解消に至っておりませんことから、その取り組みに注力することとし、引き続き育成料の見直しの検討をしていくこととしております。

次に、学童保育所育成料の今後の課題についてであります。近隣市との比較や動向等を踏まえました受益者負担の適正化につきましては、総合的に判断していくことが課題であると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 初めに、小中学校のエアコン整備とブロック塀対策についてであります。普通教室、特別教室へのエアコン整備につきましては、平成23年度から取り組み、授業で使用する教室については今年度整備が完了いたしております。運用につきましては、時間帯や室温など、各教室の環境状態に応じてエアコンの稼働や温度設定の選択が行われており、各学校の管理者により適正に運用されていると認識しております。

次に、体育館へのエアコン整備につきましてですが、学習環境の向上と合わせて災害時は避難所となることから重要であると認識をしております。整備に向けての対応につきましては、現在、国や東京都の支援策や他市の動向など、情報収集に努めているところであります。

補助の詳細につきましては、国では平成30年度第1次補正予算におきまして、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金が整備されております。また、東京都では平成30年度一般会計補正予算案により、区市町村立学校屋内体育施設空調設備に対応する新たな支援制度が示されております。加えて東京都では平成31年度当初予算におきまして、リースに対する支援策について検討している旨が示されております。

今後の課題につきましては、空調効果を高めるため、断熱改修や機器設置のための構造補強の検討も課題であると認識をしております。また、設計や工事期間の確保、事業への影響なども考慮する必要があると考えております。これらの課題につきましては、今後、十分に調査検討するとともに、補助制度やリースに対する支援策の動向につきましても、引き続き注視してまいります。

次に、ブロック塀対策についてであります。第五小学校、第一中学校及び第二中学校の緊急性のある塀につきましては、既に撤去が完了しているところであります。その後の対応といたしましては、補正予算を計上させていただきましたので、引き続きフェンスの設置工事を実施してまいります。そのほか第一中学校の西側と第二中学校の西側に老朽化した塀がございますので、これらについても改善に向けて取り組んでまいります。

続きまして、市独自の奨学金制度についてであります。奨学資金の貸し付け制度につきましては、国や都の制度の充実や直近の利用実績並びに平成25年度の外部評価会議の意見も参考に、平成27年度をもちまして廃止いたしました。制度廃止後は、東京都育英資金などさまざまな貸し付け制度や助成制度の周知を十分に行っており、市独自の貸し付け制度を要望する声につきましては把握してございません。これらのことから、貸し付け制度の復活や給付型の新たな奨学金制度の創設は現在考えておりません。引き続き御相談を受けた際には、丁寧な各種の制度に対して御紹介をしております。

次に、教職員の勤務時間についてであります。教育委員会では平成30年度はスクール・サポート・スタッフを7校に配置するとともに、夏季休業期間中に土日を含めた連続9日間の学校閉庁日を設定し、教員が休みをとりやすい環境を整備いたしました。また、タイムレコーダーの導入により、教員の勤務時間の意識の高まりについて、学校から報告を受けております。教員の負担軽減につながる人員配置につきましては、教育の質の維持、向上に資するものと認識をしております。今後は学校と連携しながら、本市における働き方の改善に向けた実施計画の策定を進めてまいります。また、引き続き学習支援員の配置など、本市としての人的配置に努めるとともに、事務の効率化につながる環境整備や、必要な人員の配置につきまして東京都教育委員会に要望をしております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 御答弁、ありがとうございました。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず、小中学校のエアコン整備・ブロック塀対策ということで、1つ目の普通教室、特別教室へのエアコン整備について、整備の現状と課題について伺います。

児童・生徒が授業で使う教室の全てにエアコン整備が完了したということで、改めて確認をさせていただきました。ありがとうございます。来年度からは、新たに各中学校でも特別支援教室が導入されることになると思うのですが、この特別支援教室に使用が予定されている教室へのエアコンの整備状況について確認をさせてください。

○建築課長（中橋 健君） 第四中学校におきましては、特別支援教室を予定している教室に、新たにエアコンを設置する必要がありますので、こちらにつきましては今年度、整備してまいります。そのほかの4校につきましては、エアコンを既に整備済みでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 今年度中に整備をして、来年度からの特別支援教室の開始に間に合うようにやっていたらということで、ありがとうございます。

特別な支援を必要とするお子さんにとって、環境の整備というのは特に大切なことだと思いますので、迅速な対応をしていただきうれしく思います。引き続き、よろしく願いいたします。

続きまして、この運用の現状と課題はということなんですけれども、まずはこの教室の適切な温度設定について確認をさせてください。国が定めた望ましい温度の基準というのがあると思うんですけれども、夏場と冬

場、それぞれ何度とされているのか教えてください。

○教育総務課長（石川博隆君） 文部科学省の定めております学校の教室の望ましい温度の基準におきましては、夏場が28度以下、冬場は17以上というふうにされております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） これ以前は冬場10度以上、夏場30度以下というふうにされていたものだと思うんですけども、ことしの4月に54年ぶりに改正がされたというふうに私も調べてわかりました。児童・生徒の健康と学習環境のために守るべき温度だということだと思うんですけども、全国ではエアコンの電気料金を節約するために、室温が30度を超えないとエアコンを入れないであるとか、また電気の使用量が一定量を超えるとアラートみたいなものが鳴って、そうすると校長先生が各教室のエアコンを切って回るというような、そういう実態も全国では報告をされているようです。当市ではどのような運用がされているのか、確認をさせていただきます。

○教育総務課長（石川博隆君） 教室におけますエアコンの使用につきましては、基本的に各学校の判断にお任せしておりますが、ことしは梅雨が早く明けまして、すぐに暑さが厳しくなったため、児童・生徒の安全面を考慮しまして早目の使用を促したところでございます。今後、校長会や副校長会を通じて、教室のエアコンの使用については柔軟に対応するよう周知徹底してまいります。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） その年の状況に合わせて、運用をしていただけてるということだと思います。ただ、当市でも昨年度、ことしに入ってから冬だと思ってくれんですけども、経費が足りなくなってしまったために、暖房が一時期とまってしまったという事例について、市民の方から聞いているんですけども、これどういった経緯で暖房がとまってしまったのか詳細を教えてくださいたいのと、その後、市としてどのような対応をとったのか教えていただければと思います。

○教育総務課長（石川博隆君） 昨年度、ことしの1月の下旬になりますが、ある中学校で集中暖房用の重油を購入するための予算にちょっと不足が生じまして、3日間、暖房の運転を取りやめたという事案がございました。これに対しまして教育委員会では、予算面では早急に対処して配当を行いまして、翌週にはすぐ運転が再開されましたけれども、このような状態におきましては、各教室のついでるエアコンの使用については、柔軟に対応するように指示をいたしたところでございます。本市議会定例会の初日に、御承認いただきました補正予算につきましては、このような事案も勘案しまして、燃料単価の上昇等も踏まえまして、計上させていただいたものでございます。

なお、先日開催されました校長会におきましても、これからの冬季の暖房の適切な使用について周知したところでございますが、例えば故障して集中暖房が使えないというふうな場合がありますたら、エアコンの暖房運転を適切に使用するよう御判断いただきたいということをお願いしているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 詳細に教えていただきまして、ありがとうございます。

今のような事例は、市内のほかの学校でも起きたというようなことはあるのかどうか確認をさせていただきます。

○教育総務課長（石川博隆君） ほかの学校におきましては、このような事例の報告は受けてないということでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

定例会、今定例会初日の補正予算についても御答弁ありましたけれども、私も燃料費について質疑をさせていただいたんですが、こういった事例がないように、そういうことを考慮しての補正予算での増額だなというふうに私も思いましたので、ぜひ引き続き適切な運用をお願いしたいと思います。熱中症と違って、冬の場合は直ちに命にかかわるというようなことはないかもしれないんですけども、インフルエンザなども流行する時期ですし、中学生、中学校ということだと受験シーズンなどもあったり、生徒の健康はもちろんなんですけれども、学習に適した環境を維持するということが大切だと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

なお、エアコンの電気代につきましては、総務省が普通交付税措置を検討しているということも、そういう情報もあるんですけども、そちらについては市のほうでも何か情報をつかんでいらっしゃいますでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 現在、特にそういった情報把握というのはしておりません。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 我が党の国会議員の提案に対して、石田国土大臣が、これまで光熱水費に積算されていなかったエアコンの電気代については、来年度から普通交付税措置を検討しているという答弁を行っています。暖房に使われる重油については対象になるかどうかというのは、まだわからないという部分もありますけれども、今後、要望を行っていくということもあると思うんですけども、少なくとも今までは全く積算されてなかったエアコンの電気代について、新たに普通交付税で措置されるという検討がなされているようですので、市においても引き続き情報収集にも努めていただいて、適正な運用をお願いしたいと思います。

続きまして、②の体育館へのエアコン整備についてに移りたいと思います。

まず、必要性、緊急性についての市の認識を伺いたいと思うんですが、重要であるという御答弁だったので、市も必要性、緊急性については認識されているというふうに理解したんですけども、再度、確認をさせていただきます。

○建築課長（中橋 健君） エアコン整備の必要性につきましては認識しております。また、緊急性につきましては、猛暑の時期は体育館の利用を控えるなどの応急的な対応も考えられることから、今後、他市の動向を注視しながら、検討をさらに重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ぜひ、緊急性ということについても認識をしていただきたいと思います。

ことしの夏に、熱中症で小学校1年生の児童が学校で亡くなるという大変痛ましい事故が起きました。ことしの夏は、6月から真夏日が続いてまして、気象庁が災害というふうに認定するほどでしたので、私も改めて熱中症については調べてみたんですけども、特に高齢者や子供がなりやすいということや、気をつけていても急激に症状が進んでしまって意識を失った後、そのまま亡くなってしまうケースもあるということで、私も大変怖いというふうに思いました。学校現場であってはならない事故だと思いますので、教室だけでなく体育館にも一日も早くエアコン整備、進めていく必要があるというふうに考えています。

体育館は、授業以外でも、中学校では生徒の集会等で使用するということもあるかと思うんですけども、夏場になると、やはり集会のときにぐあいが悪くなるという子がたびたび出てるんだというような声も聞いていますけれども、市でもそのようなことは認識されているのか確認をさせていただきます。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 夏場の体育館の使用により、児童・生徒が体調を崩すケースというのは、これまでもあったというふうに認識をしております。現在、学校では体育館の温度、湿度、あるいは風通しの状況、それから暑さ指数としてのWBGTなどを踏まえ、例えば体育館で実施する予定であった始業式、終業式を教室で放送で行ったり、集会などの活動自体を中止したり、空調のきいた場所に変更したりするなどの対応に努めております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 市でも、暑さに対してさまざまな方策、とって対応していただいていると思うんですけども、市長の御答弁にもありましたけれども、体育館、避難所として使うということも想定されてますので、やはり一日も早く整備を進めていただく必要があるというふうに私は思います。

次のイの整備の現状と今後の取り組みはということでお聞きしたいんですけども、整備につきましては空調効果を高めるための断熱改修や、機器設置のための構造補強の検討も課題だということでしたけれども、現在のどの程度具体的な検討が進んでいるのか、具体的に教えていただければと思います。

○**建築課長（中橋 健君）** 情報収集につきましては、他自治体の体育館へのエアコンの設置事例が非常に少なく、現在そういった情報がなかなかつかめてないところでございます。当市の体育館の設置に参考となるエアコンの情報収集に、引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** ことしの4月の時点で、公立小中学校体育館のエアコン整備率ってわずか1.2%だったということで、後にも触れますけど、今、国や東京都のほうの支援制度が出てくる中で、他の自治体も同時に進めていくというような、そういう背景もあると思いますので、なかなか先行してやってるところというのは、まだまだ少ないというふうに私も思ってるんですが、ちょっと調べてみたところ、区部では台東区、江東区、豊島区、荒川区が来年度中に、港区では2023年度までに、練馬区では2028年度をめぐりに全校に設置する予定だという情報も聞いております。また、市部でも、狛江市では1校分の設計予算が今、今定例会の補正予算に入って可決したというような情報も入ってます。また、埼玉県朝霞市では、2017年度、昨年度から整備を始めているということで、当市でも目標としていつごろまでにこの結論、やるかやらないかというこの結論を出したいというふうに考えているのか教えていただければと思います。

○**建築課長（中橋 健君）** 現在、具体的な整備計画はございません。国や東京都の支援策や他市の動向などに注視し、補助支援を有効に活用できるよう検討を重ねていく必要があると考えております。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** ありがとうございます。東京都の補正予算については、私も都議会のほう確認したら、19日、最終日には決定するというので、迅速な情報収集に引き続き努めて、具体的な計画を立てていただきたいというふうに思います。

実際に工事をする場合の工期についても伺いたいんですけども、この設置工事を行うにはどのくらいの期間が必要となってくるのでしょうか。

○**建築課長（中橋 健君）** 工事の期間につきましては、まず準備期間やエアコンの機器の納期などがありますので、こういった期間も含めまして、契約工期といたしましては四、五カ月必要であると現在見込んでおります。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

実際に工事に入ってから、具体的に体育館が使えなくなる、その期間についても教えていただければと思います。

○建築課長（中橋 健君） 現在、設計を前ということで、先ほど申し上げました断熱性能や構造補強とかいったこともございますので、そういったところも加味して、改めて工期については、適正な工期が確保できるように考えていきたいと思っております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） まだ具体的な、どのぐらい実際、工事期間かかるかというのはわからないのかなというふうに理解したんですけども、実際には長い学校のそれなりに時間かかることだと思いますので、基本的には春休みですとか夏休み中など、学校が休みの期間に行うことになるのかなというふうに思うんですけども、例えばことしの本格的な暑さの前にということを考えると、今、契約期間含めて四、五カ月ということでしたので、休み期間以外でも、工事期間にもよると思うんですけど、体育館の使用を一時的にやめてエアコン整備、優先して進めるというようなことも考えられるのでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 仮にそのようになる場合、学校運営の影響も大きいことから、学校と十分に調整を図り、可能であるか検討していきたいと思っております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

ぜひ、学校とも綿密に連携をとって、柔軟な対応をしていただきたいというふうに思います。仮に学校の休み期間に合わせるということになると、年間に3回、夏休み期間に年間に3回ですね。冬、夏、春休みということで、夏休み期間ということに限ると年に1回しかチャンスがないわけで、そうなると工事を行う時期というのは限られてきてしまうと思いますので、具体的かつ早急に具体化をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、ウの国と東京都の補助の詳細について伺います。

こちらについては、国の臨時特例交付金と東京都の補正予算案に計上されている支援制度について御答弁がありましたけれども、それでは簡単な概要と補助金について、これらの支援制度を使うことによって区市町村の負担がどのくらいになるのかということ、具体的に教えていただければと思います。

○建築課長（中橋 健君） 支援制度につきましては、まず国では平成30年度第1次補正予算におきまして、ブロック塀・冷房設備対応特例交付金が整備されました。こちらは補助率は3分の1、空調とブロック塀に特化した臨時的な交付金です。また、東京都では、平成30年度一般会計補正予算案により、区市町村立学校屋内体育施設空調設備に対応する新たな支援制度が示されております。こちらは補助期間は、平成33年度までと示されており、また補助の上限額は平米当たり7万6,000円、補助率は国庫補助、上限単価までは6分の1、それを超える部分につきましては、平成30年度に国に申請した以外は2分の1と示されております。

また、現在ですね、国と東京都から示されている内容で試算しましたところ、事業費全体のうち起債と一般財源を合わせて約6割程度になるのではないかと見込んでいるところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

そうしますと、大体、当市の場合ですとどのくらいの予算規模になるのか、概算で構いませんので教えていただければと思います。

○建築課長（中橋 健君） 概算費の算出につきましては、それぞれの体育館の実情に応じた改修内容を想定しなければなりません。空調効果を高めるための断熱改修や機器設置のための構造補強など、現在想定ができておりません。こういったことから、単にエアコンのみの概算費だけでは、今後、大きく相違してしまうことから、申しわけございませんが、現在申し上げられる事業費ということでは算出できておりません。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 当市で、これを本当にやるのかやらないかということ判断する上でも、大体幾らぐらいかかるのかというのは、ある程度、予測がないと前に進むこともできないと思うんですけども、実際に見積もり等とはとられているのでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 見積もりにつきましては、エアコンのみの概算費について、小学校、中学校、それぞれ1校の参考見積もりを業者に依頼したところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

先ほど他市の状況についても情報収集されているということでしたけれども、他市ではどの程度の予算規模になっているのか教えてください。

○建築課長（中橋 健君） 予算規模まで、申しわけございませんが、把握できておりませんが、現在得ている情報によりますと、26市において平成30年度、または31年度に設置を検討している自治体は少数であります。多くの自治体が設置に向けて検討していると思われませんが、平成32年度以降の設置を検討しているのではないかと考えているところです。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

国と都の支援策が明らかになって、本当に他の自治体でも今、具体的にどうしようかというのをやってる状況であるかなというふうに私も思います。ただ、先ほど御紹介した狛江市では、1校およそ6,000万円ということを出ておまして、ほかの近隣市でも、私がちょっと聞いた情報によりますと、およそ6,000万円ぐらいから、高くても1億円というような試算が出ているというふうに聞いています。

先ほども御紹介した埼玉県の朝霞市なんですけど、こちらは当市と同じく小学校10校、中学校5校ということなんですけれども、初年度、3校の設計委託料が541万円、工事費については3校で1億2,156万円ということですが、こちらは明らかになっています。そういうところから考えると、予算規模としては1校、安いと4,000万円ぐらいから大体6,000万円ぐらい、高いものだともう少しかかるのかなという感じじゃないかなというふうに思ってます。

国の特例交付金と都の新たな支援策、先ほど平成33年度までということがありましたけれども、両方、国の特例交付金についても、いつまで活用できるものなのか、改めて教えてください。

○建築課長（中橋 健君） 国の特例交付金につきましては、平成30年度の補正予算であります。翌年度に繰り越しも可能と認識しております。また、東京都補助金は、平成33年度までと示されております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

国のこの臨時特例交付金については、繰り越しもできるということでしたけれども、普通教室と特別教室へのエアコン整備が優先されてまして、全国ではこちらもまだまだ、49%ぐらいですかね、まだまだ設置率が半

分ぐらいということで、そちらに優先されて使われて、どうもここで、そっちのほうで使い切ってしまうそう
だというような状況もあるようです。先ほど御紹介した国会答弁の中でなんですが、小中学校体育館へのエア
コン整備については、緊急防災・減災事業債というのがあって、これも活用できるということが確認されてい
ます。この緊急防災・減災事業債について、どのような仕組みになっているのか、市としても情報はつかんで
いるのでしょうか。

○**建築課長（中橋 健君）** こちらの事業債につきましては、現在、通知がなく、把握しておりません。引き続
き情報収集に努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** 緊急防災・減災事業債、緊防債というふうに言うらしいんですけども、この国会答
弁によりますと、避難所の指定を受けている小中学校体育館に使えるというもので、地方債の充当率100%で、
その元利償還金の70%が交付税措置されるという仕組みになっているようです。こちらの単価、平米幾らとか
というようなそういう上限もなく、大変有利な制度だというふうに思うんですけども、この国会答弁につい
て市では把握はされておりますでしょうか。

○**建築課長（中橋 健君）** 申しわけございませんが、こちらにつきましても、現在のところ把握しておりませ
ん。引き続きエアコン整備に活用できるものも含めて、今後、情報収集に努めてまいりたいと考えておりま
す。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** 参考までに、ことしの11月22日の参議院総務委員会での山下芳生議員の質問に対する
答弁なんですけれども、こちらについては山下議員のほうも、自治体で広く、まだ知られてないということが
あるので、自治体に広く周知するというのも求めてまして、これに対しては文科省の参事官も周知したいと
いうふうに答弁をされています。今後そういう周知が自治体にも来るのかなということを期待していますが、こ
れすごくいい制度だなというふうに思いますので、当市でも活用に向けてぜひ検討を進めていただきたいとい
うふうに思います。

念のため確認したいんですけども、この緊防債、避難所として指定されている体育館という条件がありま
すので、当市の小中学校体育館、全て避難所として指定されているというふうに私は理解しているんですが、
それで合ってるかどうか確認をさせていただきます。

○**総務部参事（東 栄一君）** 避難所についてでございますけれども、市内の小中学校、全て避難所として指定
されてございます。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** ありがとうございます。

今の緊急防災・減災対策債について御紹介したんですけども、ほかにも学校教育施設等設備事業債、こち
らが見直されるというような情報もあるようですけれども、こちらについても何か市でつかんでる情報があり
ましたら、教えていただければと思います。

○**建築課長（中橋 健君）** こちらの事業債につきましては、現在把握している情報によりますと、新制度とい
たしまして平成30年度補正予算で対応するブロック・冷房設備対応臨時交付金の場合において、起債の充当率
が100%、元利償還金の交付税算入率が60%になるとのことで情報を得るところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

さまざま国のほうでも、いろいろ支援策というのを考えて、見直しなど行っているのかなというふうに思いますので、ぜひ具体的な計画と整備に向けて動き出して、引き続き進んでいただきたいというふうに思うんですけれども、ここで今後の課題というふうに移らせていただきます。

先ほど来、先ほど御紹介しました緊防債についても、現時点では2020年度までの緊急制度というふうになっているようです。この東京都の新たな支援制度も、現時点では3年間という、平成33年度までという期限がついているということから考えても、今本当に大きなチャンスであって、逆に言えばこの事業を逃してしまうと整備できなくなってしまうんじゃないかということも懸念されるんですけれども、この点についての市の認識を伺います。

○建築課長（中橋 健君） 体育館へのエアコン設置につきましては、大変重要と認識しているところでございます。設置を進めるには幾つかの課題もありますこと、また市の財政負担も大きいことから、国や東京都の支援策について引き続き情報収集に努め、検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 国のほうでも、ことしの夏までというような、そういうことを、ことしの夏までにつけてほしいという思いで、この特例交付金、やったというような背景もあると思いますし、今いろいろ出てきた、このいろいろなきさまざまな支援策、期限があるものですので、やっぱり具体的にすぐに動き出す必要があると思うんですけれども、例えば今年度中、補正予算であるとか、来年度の予算編成に向けても具体的に検討必要になるというふうに思うんですが、その点について再度、市の認識を伺います。

○学校教育部長（田村美砂君） 繰り返しとはなりますけれども、体育館のエアコンの設置につきましては、市の財政負担が大変大きいことから、いずれにしても国の交付金ですとか東京都の補助金、それから起債につきましても、各制度の動向に注視をいたしまして、総合的に考えながら、より有利な支援を活用できるように情報収集に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 確かに多額な予算が伴う事業だというふうには思うんですけれども、必要性和緊急性のある事業だというふうに思います。東京都の支援制度ももちろんですけれども、この緊急防災・減災事業債、とても有利な制度だと思いますので、ぜひ活用を検討していただきたいというふうには思います。

ランニングコストについても、電気代、体育館でエアコン設置というふうになれば、当然増額ということになってくると思うんですけれども、こちらについても新たな交付税措置ということが検討されているということも御紹介しました。ほかにも東京都が来年度からのリースに対する支援を検討しているというような御答弁もありましたので、あらゆる方策を検討して、早急に具体的な整備計画をつくって、一日も早く整備、工事していただきたいということを強く要望いたします。

この項については以上です。

続きまして、ブロック塀対策について、対策の現状と今後の取り組みについて伺います。

緊急性のある塀につきましては、既に撤去が完了しているということで、今後はフェンスの設置工事を実施するという御答弁でしたけれども、東京都の支援策の中に、このブロック塀に対する支援策も盛り込まれているんですけれども、完了した撤去工事に対しても、この支援制度は活用できる見込みなのでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 補助の詳細な内容につきましては、現在のところ通知がなく、把握しておりません。

東京都におきましては、12月に説明会があると伺っておりますので、今後、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君）　そうですね。私もちょっと東京都の案を見てるんですけど、はっきりそういうふうには書いてないというところだというふうに思います。

第一中学校の西側と第二中学校の西側、老朽化した塀があって、こちらについても改善に向けて取り組むということですが、こちらについても同様に東京都の支援制度を活用できるのかどうか、どういった見込みなのか教えてください。

○建築課長（中橋 健君）　こちらにつきましても、現在、把握してる情報はございません。引き続き、情報収集に努めてまいります。

以上です。

○3番（上林真佐恵君）　そうですね。現時点ではあくまで案ということもあって、まだまだ不透明な部分もあるかというふうには思うんですけども、この案自体が拡大されるというような可能性も、私はあると思っておりますので、引き続き迅速に情報収集をしていただきたいというふうに思います。

続いて、今後の課題のところなんですけれども、通学路に面している民間所有のブロック塀対策について、市民の方から心配だという声が上がっています。ただ、個人の方が所有するものですし、そのお宅に直してほしいというふうをお願いするわけにもいかず、これどうにかならないんですかというような御相談もいただいているんですけども、通学路に面してるということで、所有者の方も毎日、たくさんの子供のたちが家の前を通っていくのを見て、心配をしてるんですけど、個人でブロック塀撤去して、新たにフェンスなど設置することになると多額な費用がかかるため、なかなか難しいのではないかと推測します。

全国では、国の防災・安全交付金というものを活用して、自治体独自の補助制度を創設する動きも広がっているようで、また東京都の新たな支援制度の中でも、民間のブロック塀に対する補助というのが盛り込まれているようなんですけども、国の防災・安全交付金と、またこの都の支援制度についてどのような内容なのか、それぞれ教えていただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君）　民間のブロック塀に対する国と都の補助制度の内容についてでございますけれども、まず国制度についてであります。現在、活用されているものとして、社会資本整備総合交付金という交通安全の確保や経済基盤の強化、それから生活困窮の保全、都市環境の改善などを図ることを目的とする本格的な交付金がございます。ここでブロック塀の撤去等が基幹事業と一体となった促進事業として、社会資本総合整備計画に記載された場合には、事業費の2分の1が補助されるものとされております。

なお、この補助制度については、来年度、また要綱等の見直しがあるというふうに伺っておりますけれども、詳細は把握してございません。

それから、東京都につきましては、ブロック塀等の安全対策促進事業を実施している区市町村に対して、事業に要する経費を補助する間接補助制度というものについて、現在整備中であるという報告を受けておりますけれども、現時点で詳細については把握してございません。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君）　ありがとうございます。

私もちょっと調べたんですけども、国の防災・安全交付金は補助率が地方負担の2分の1となっていて、

自治体が所有者の方の工事費の3分の2を補助する制度を仮に創設した場合、国の補助が3分の1になるというところで、実質的な自治体の負担が3分の1で済むというようなことでした。さらに、東京都のこの新たな案が示されている支援制度で、都が4分の1を補助するということを盛り込んでますので、これによると市の負担が4分の1になるということだというふうに思いますので、市としても、この機に補助制度を設けるべきではないかというふうに思うんですが、市の認識を伺います。

○総務部長（阿部晴彦君） 民間所有のブロック塀等につきましては、これまでも市の考えとしては、基本的にはその所有者の責任において維持管理をしていくという考えを持っております。そのようなことから、ブロック塀に関して点検のポイントなどを市のホームページにも掲載し、役立てていただければということで周知を今しているところでございます。

ただいまございましたが、東京都の補助制度、まだどのような内容なのかははっきりしていない段階でございますので、今後、都の補助制度の内容が把握できた段階で、今後の市の対応についても研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） なかなか民間の方のものでありますので、難しいかなということは思うんですけれども、やはり小中学校のブロック塀はもちろんのこと、通学路に関しては子供だけで1年生の子から下校しているということもありますので、見ると本当に通学路、朝とかもぞろぞろって、子供たちがつながって歩いていますので、しっかりこの通学路を安全にしていってことが重要だというふうに思います。こちらについても、ぜひこの今のチャンスを逃さずに、市独自の補助制度の創設を要望したいというふうに思います。

以上、この項目では、エアコンの整備、運用の状況、また小中学校体育館へのエアコン整備ですとか、また学校や通学路のブロック塀対策について要望と、また提案もさせていただきました。当市でも、児童・生徒の健康と安全を守るために、学校環境の改善に努めているところだとは思いますが、災害との関係で言いますと、やっぱりこれ本当に緊急に進めるということが求められているというふうに思います。ことしは例年以上に日本中を災害が襲った年だったというふうに思います。福井県の大雪被害に始まり、西日本豪雨災害があって、大阪北部地震、北海道胆振地震、複数の大型台風による空港が水没するというような、あの大きな被害もありました。また、災害級と言われた猛暑もありました。首都圏直下型地震はいつ来てもおかしくないと言われてますし、集中豪雨については私も以前この場で取り上げたこともあるんですけれども、日本中、どこでも起こる可能性が指摘をされています。極端な話、本当にいつこの体育館が避難所として使われることになるか本当にわからない。来週かもしれない、1カ月後かもしれないという、本当にいつ起こるかわからないという可能性もあると思いますので、児童・生徒の健康、安全を守る上でも、この避難所としての質の向上を図る上でも、学校体育館へのエアコン整備、またブロック塀対策とともに、強力に進めていただくことを要望いたしまして、この項目については終わりにしたいと思います。

続きまして、市独自の奨学金制度についてお伺いいたします。

まず、必要性についての市の認識を伺いたいのですが、高校への進学率について、全国と当市、それぞれ教えていただければと思います。

○教育総務課長（石川博隆君） 高等学校への進学率でございますが、総務省の統計でみる都道府県のすがた2018によりますと、平成27年度、2015年度では全国で96.6%というふうになっております。東大和市の進学率でございますが、東京都が取りまとめております学校基本調査報告書におきましては、平成28年度、2016年度

になりますが、こちらで98.0%、参考までに東京都全体では98.7%というふうになってございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 全国を見ても、東京都でも、また当市でもほぼ100%に近いお子さんが高校に進学していて、もはや高校進学というのは当たり前になりつつあることが示されているデータではないかなというふうに思います。ただ、一方で日本は他の先進国と比べても、家庭が負担する教育費が大変高い水準にあることが指摘されていますが、まず学費について、高校の3年間で公立と私立、それぞれ平均でどのくらいかかるのか教えていただければと思います。

○教育総務課長（石川博隆君） 文部科学省の平成28年度子供の学習費調査の結果によりますと、学習費の支出状況として、保護者が負担しました1年間の子供1人当たりの学校教育費の金額について示されております。これを3年間に置きかえますと、概算になりますが、公立高校で82万8,000円、私立高校で226万5,000円という形になります。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

私も推移について調べたんですけども、平成22年度からは公立高校の授業料無償制、高等学校等就学支援金制度が導入されたために、年間で12万弱ほど家庭の負担が減って、22年度は20年度に比べて公立、私立ともに平均額が低くなったということがあったようなんですけども、その後、24年度、26年度と徐々に増加傾向にありまして、26年度には高等学校等就学支援金という制度に一本化され、また所得制限が導入されたために、またそこで平均額というのが、やや増加傾向となっているようです。

そこで、お尋ねしたいんですけども、高校の3年間で学費以外にかかる教育費がどのくらいなのかも教えてください。

○教育総務課長（石川博隆君） 同じく文部科学省の平成28年度子供の学習費調査の結果によりますと、1年間に保護者が負担した学習費以外にかかる教育費としまして、学校外活動費の子供1人当たりの金額ですね、こちらが示されてございます。これを3年間に置きかえますと、やはり概算になりますが、公立高校で52万5,000円、私立高校では85万5,000円という計算になります。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） これ先ほどの学費のほうと合わせると公立で135万3,000円、1人、3年間ですね。私立では312万円ということで、大変重い負担だというふうに思います。何らかの奨学金、やっぱり市でも必要なんじゃないかというふうに考える金額であると思います。

授業料については、高等学校就学支援金制度に加えて、授業料軽減助成金による軽減策というものもあるんですけども、いずれもこれ所得制限があり、また授業以外にかかるこの費用への支援として、奨学給付金という制度もあるんですけども、こちらの対象は生活保護世帯、住民税が非課税、または均等割のみの世帯に限られています。以前、この場でも紹介したことがあると思うんですが、ある程度の年収があっても、お子さんが4人、5人というふうにいる場合、教育費が家計を圧迫してしまって、下のお子さんが通っている幼稚園をやめさせないと、上のお子さんが進学できないというような、そういう御相談もいただいてまして、少子化が年々深刻になる中、子供を産めば産むほど負担が重くなるというこの現状のままでは、ますます少子化も進むと思いますし、何より子供を産んで育てたいという希望があっても、お金がかかるからという理由で諦めなくてはならないというこの実態を、このままにしてはいけないのではないかと思います。中学を卒業した生徒の

ほとんどが進学するという事を考えれば、政治の責任で何らかの支援を行うことが必要ではないかと考えるんですが、市の認識を伺います。

○教育総務課長（石川博隆君） 少子高齢化の問題につきましては、東大和市のみならず全国的な問題というふうに考えられます。したがって、少子化社会におけます、こういった教育費に対します保護者負担の軽減策につきましては、まず国策として国においてさまざまな角度から検討が行われるべきだというふうに認識してございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 本来であれば、やはり国が教育費の大幅な軽減、行うべきであるというふうに私も思います。しかし、現状はこれまでのこの中でも、今、教育費、大変高いということで、まだまだ不十分であって、高校、進学させると1人当たりこんなにお金がかかるというのが現状であると思います。先ほど御答弁でもあった文科省の子供の学習費調査というのによれば、家庭での学習に使う参考書などの購入費、また塾代など合わせた補助学習費というもの、あと体験教室や習い事、またはその用具の購入代などにかかる学校外活動費というものがある、これも公立、私立ともに学年が進むほど高くなる傾向にあって、公立の場合は補助学習費が1年生のときは約9万6,000円ほどなんですが、3年生になると約18万7,000円になるということでした。私立でも、この補助学習費は1年生では約14万ぐらいなんですけれども、3年生になると約27万6,000円となって、どちらも2倍近くにアップするというふうになっていました。現在、ほぼ100%に近いお子さんが高校に進学するという事を考えれば、国が十分な施策を講じるまでの間は、市民に一番近い存在である自治体が何かしらの支援をする必要があるというふうに思うんですけれども、この点についての市の認識を伺います。

○学校教育部長（田村美砂君） 今さまざまお話しいただきまして、教育費の負担が大変な御家庭もあるということは、教育委員会といたしましても認識はしております。そのため、当市も含めた全国の教育長による組織におきましても、国の施策として無利子奨学金の授業費の増額や、給付型奨学金制度の拡充等、奨学金事業のさらなる充実を要望しているところでございます。国策といたしまして、早急に対応していただくことを引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） もちろん国のほうでも給付型奨学金の拡大ということで進めていただく、このことを強く要望を上げてくということと同時に、それが実現されるまでの間、市のほうでも何か支援をしてほしいというのが私の要望なんですけれども、ここでは今後の課題というほうに移っていきたいと思うんですけれども、例えば武蔵村山市では市独自の給付型奨学金制度として、高校生につき5,000円程度支援をするというような制度があるんですけれども、まずは当市でも少額でもいいので、少額からでも給付型の奨学金制度を創設をして、生徒の学びたいという気持ちを応援するというのが大切ではないかと思うんですけれども、この点について市の認識を伺います。

○教育総務課長（石川博隆君） 先ほど教育長が御答弁しました内容の繰り返しになりますけれども、まずは御相談を受けた際には、国の制度、また東京都の奨学金給付金等、丁寧に御紹介させていただくということを考えておるところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 保護者が授業料と、その他の教育費、捻出するのが精いっぱい、お子さんにお小遣いをあげることができず、生徒さん自身がアルバイトして、お小遣いだけではなくて、定期代ですとか、部活

動でかかる費用などを一部負担しているというような実態もあるかというふうに思います。月5,000円程度で、例えばこれを生徒に直接給付するような形であれば、お小遣いになるかなというふうに思いますし、生徒にとって大変ありがたい制度になるのではないかというふうに思うんですが、再度、市の認識を伺います。

○教育総務課長（石川博隆君） 高校や大学へお子様を通わせてる御家庭におきましては、どちらの御家庭におきましても、さまざま御苦労があるかというふうに考えられます。また、地方の大学等へ下宿して通わされるような場合等は、また仕送り等で、また経済的負担はさらに多いというふうなことは類推されます。このような少子化社会におけます教育に関する家庭の経済的負担でございますけれども、こちらは市単位ではなく、やはり都道府県ですとか国単位での施策の充実が求められるべきだというふうに認識してございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 先ほども申し上げましたけれども、私も基本的には国がしっかり教育にお金をかけて、施策の充実を図るべきだというふうには考えています。経済協力開発機構——OECDが調査したところによれば、日本のGDPのうち、小学校から大学までの教育機関に対する公的支出の割合が、OECD加盟国、34カ国中、日本は最下位であるというふうな調査も明らかになっています。国に働きかけて、教育費の大幅な増額を求めるとても大変重要なことだというふうには思うんですけども、市としても、まずは少額からでも、こういった奨学金制度をつくることによって、進学したい、勉強したいというお子さんの応援できるということで、大変意義があるというふうに思います。ぜひ、具体的な検討を始めていただくことを要望いたしまして、この項については終わりにさせていただきます。

○議長（押本 修君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（上林真佐恵君） それでは、午前中に引き続きまして再質問を行わせていただきます。

では、3番目の教職員の長時間労働是正について、まず取り組みの進捗と教員の増員の必要性について、市の認識を伺いたいと思います。

教員の増員については、市も必要性を認識して、多様な専門スタッフの配置や拡充などについて、東京都市長会を通して要望しているということだというふうに理解しましたが、この要望している内容についても、もう少し具体的に確認をさせてください。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） 要望してる内容についての具体的な内容ということになりますが、少人数指導の充実に向けた教職員の配置、教員配置定数の見直し、スクールカウンセラーの常駐配置や勤務日数の増加、部活動指導員の補助制度の拡充、学校図書館司書配置への財政支援などでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

今御答弁いただいた内容、どれも本当に重要なことだというふうに思うんですけども、特に職員配置定数の見直しというのが、本当に重要だというふうに思います。引き続き必要な人材確保について、努力していただくということとともに、今、目の前の深刻な問題となっている長時間労働を是正するためには、まずは勤務時間、どのぐらい働いているのかってことを、実態を把握するということが不可欠だと思います。でも、その

ために当市でもタイムレコーダー、導入されたということは大変重要で、評価をしているものですが、具体的にタイムレコーダー導入されて、学校からはどのような報告がされているのか教えてください。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** これまで多くの教員が、自身の職務へのやりがい、責任感などから勤務時間を余り意識することが少なかった状況がございましたが、自身の勤務時間の実態を振り返る機会を得たことよって、定時退勤日や最終定時時刻を意識する教員がふえる、あるいは互いに声をかけ合って退勤したりする教員がいるという学校からの報告を受けています。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** まず本当に実態、今どんなふうに通く時間、どのくらい働いているのかということ、まず把握するとともに、その長時間労働を是正していくために、この間、市がさまざまな取り組みを進めているということの評価しますが、そもそもこの教職員がこれほどまでに長時間労働になってしまった要因には、どのようなものがあると認識されているか教えてください。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 常に変化し続ける社会情勢、経済情勢、市民意識等の多様な変化を背景に、例えばですけれども、複雑化してきた児童・生徒の生活指導上の課題、問題行動等への対応、あるいはより丁寧な指導や支援を社会全体が学校に求めている状況、価値観の多様化した保護者や地域への働きかけ、地域社会のつながりの希薄化、時代変化に合わせた高度の授業改善の必要性、そして本来、教員に求められる業務を超えて、児童・生徒にかかわる多くの事柄が学校に求められる現状など、学校の教員の役割が多様化、拡大化し、教員の長時間勤務の現在の状況が起こっているものと認識しております。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** 今御答弁にあったことも、もちろん要因としてはあるというふうには思うんですけれども、私はやはり授業数がふえているにもかかわらず、教員の数がふやされてきていないということに最大の原因があるというふうに思っています。この間を見ても、小学校で英語と道徳が教科化されて、授業数が実際にふえているというふうに思うんですけれども、実際にどのくらいふえているのか教えてください。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 新学習指導要領における外国語活動及び外国語の実施に伴って、平成30年度においては小学校、中学年及び高学年では、年間で各学年15時間の授業時数の増加となっております。なお、道徳の教科に伴う授業時数の増加はございません。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** 10月に、所属している厚生文教委員会でも、小学校の英語の研究授業というのを視察させていただきまして、先生方が大変熱心に取り組んでおられる姿を拝見したんですけれども、研究授業終わって先生方で研究発表とか意見交換をした後に、最後、本当にわずかな10分ぐらいの時間を使って発音のレッスンをしたりですか、本当にすごい皆さん、一生懸命取り組んでおられる姿を見せていただいたんですけれども、率直に言って、これ本当に大変な負担だなというふうに感じました。授業数がふえたということだけではなくて、英語については今まで教えたことがない、全く未経験の方も、英語については基礎知識はあっても、教えるということになるとまた違った大変さというのはあると思いますので、そういうことに取り組みなくてはならないということで、先生方は本当に皆さん熱意を持って一生懸命やっというふうに通うんですけれども、それだけに負担も大きいというふうに感じました。市としても、できる限り教職員の方々の負担軽減に努めていくという必要があると思うんですけれども、具体的にはこのふえた時間数に対してどのような対応を行っているのか教えてください。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 15時間の授業時数の増加そのものに対して、対応した本市としての負担軽減の取り組みというのは行っておりませんが、広く教員の負担軽減として、市長、教育長答弁の内容とともに、市教育委員会主催行事の縮減などによる負担軽減というものには取り組んでございます。なお、東京都教育委員会では、22学級以上の学校に対して、英語専科教員の配置制度が平成30年度から実施されております。本市には22学級を超える学校が残念ながらございませんので、英語の専科教員の配置はございません。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** ぜひ現場の先生方からもしっかり声を聞いて、負担軽減に努めていただきたいというふうに思います。

それで、国においても、文部科学省が11月13日に公立学校の教員の長時間労働の是正について議論をしています中央教育審議会特別部会というところに答申、骨子案を提出しています。その中には、1年単位の変形労働時間制というのが盛り込まれているんですが、この1年単位で変形——フレックスというんですかね、労働時間を1年でやっていくということについて、これが長時間労働の是正につながるのかどうか、市の認識を伺います。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 中央教育審議会の特別部会では、教師の勤務のあり方を踏まえた勤務時間制度などを視点とした検討が行われ、その中で1年単位の変形労働時間制の議論がなされたものと認識しております。そして、昨日、変形労働時間制が答申に盛り込まれるという素案が公表されました。今後、正式に公表される答申の内容を踏まえ、本市における働き方の改善に寄与するものであるかどうかを慎重に見きわめてまいりたいと思います。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** この1年単位の変形労働制については、部会の中で小学校の校長先生である委員の方から、1日、1週間という単位で、そういう時間、勤務時間で見ていかないと、先生たちは本当に力尽きてしまうという懸念の声や、長期休業中、夏休みに休んでということが本当に確保できるのかというような指摘もされています。また、2004年以降に変形の労働制が9割で導入されている国立大学の附属校では、この変形労働制で教員の働き方が改善されたという実感もなく、労働時間、むしろ長くなっているというような報告もあります。本市において、慎重に見きわめるという御答弁でしたので、こちらについてはしっかりと検証していただきたいというふうに思います。

ここで、今後の課題についてというところに移りますが、本市における働き方の改善に向けた実施計画の策定を進めるという御答弁でした。東京都教育委員会の資料では、今年度中に策定をというようなことで、私も確認したんですけども、本市ではいつごろの策定というふうになるのか教えてください。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 本年度中に策定をする予定でございます。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** 今年度もあと少しとなってきてるので、実際に内容についても検討されているというふうに思うんですけども、この実施計画に盛り込む内容について具体的に教えていただければと思います。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 現在検討中の計画におきましては、既に実施をしている夏季休業期間の学校閉庁日の設定、あるいはタイムレコーダーの導入による教員の意識改革などとあわせて、時間外勤務の抑制のための措置として、一定時間以降の平日の電話応答メッセージの設定、スクールサポートスタッフの拡大、部活動のあり方、業務の効率化を図る校務支援ソフトの導入、教育委員会主催の各種会議や行事、委員会等の精

選や効率化など、多角的な視点での検討をしてみたいです。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） さまざま具体的な内容について御答弁いただきましたが、今、目の前の問題となっている長時間労働を是正する、時間外労働をどうやって減らしていくかという点では、数値目標というものが必要になるかというふうに思います。この実施計画の中に、時間外労働の目標時間についても盛り込んでいくのか、教えてください。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） 目標時間についてでありますけれども、ライフ・ワーク・バランスを図る上で、教員一人一人の状況、あるいは学校、校種などによっても、働き方の状況が異なるために、まずはいわゆる過労死ライン相当であると言われる月当たりの時間外勤務が、おおむね80時間の解消というものが重要であるというふうには考えてございます。

なお、昨日の中央教育審議会の審議を経て、教員の時間外勤務の上限が原則45時間とする方向性が明らかになりました。今後、明らかになる正式な答申の内容を市としても吟味し、当市における時間外勤務のガイドラインの設定についても、改めて検討してみたいと思います。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 月80時間ということでしたけれども、過労死ラインという御答弁でしたけど、そのとおりで、やっぱり目標という数値としては、やっぱり多過ぎるというふうに私は思います。今、背景なんかも御説明ありましたけれども、やはりこれ限りなくゼロに近づけるという数値目標にさせていただきたいというふうに思うんですが、こちらについては学校衛生委員会があると思うんですけれども、そちらから何か御意見等は伺っているか、伺っていれば内容について教えてください。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） 学校衛生委員会のほうでも、委員の中には、やはりゼロに近づけるべきであろうと、そういった意見は出ている状況がございました。また、他の委員からは、40時間がいいのか、45時間がいいのかと、その具体的な数値を設定するにはなかなか厳しい状況もあるんじゃないかと、そういった意見もございました。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 数値目標ということなので、私はやっぱり本当に限りなくゼロに近づけるということを目指——目標ですから、命にかかわることなので高く目標を持ってやっていただきたいというふうに思います。

実は我が党も11月に政策提言を行ってまして、教職員をふやし、異常な長時間労働是正をというような政策提言を行っているんですけれども、授業の持ち時間数の上限を定めて、そのための教職員の定数の改善計画を行うことですか、学校の業務そのものを削減するというようなことを提案をしています。やはり根本的に、この教員数というのをふやさない限りは、長時間労働というのは本当に解決にはならないというふうに思うんですけれども、このことについて市の認識を伺います。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） 現在の教員の業務量が、このまま継続をされているという想定におきましては、国の教員、配置定数の見直しをなされ、教員の増員が実現されたという場合において、教員の長時間勤務の改善に寄与していくものだと認識しております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 業務改善もあわせて進めていく中でということだとは思いますが、とにかく

本当に今、長時間労働、時間外労働、すごい時間になってるというふうに思いますので、やはり教員数をふやすということを引き続き要望も行っていただきたいというふうに思います。

東大和市が教員を直接雇用するということは可能なんでしょうか。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 独自に教員を直接雇用することにつきましては、他の自治体において実施している事例がございますけれども、本市といたしましては、現在のところ検討をしてございません。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** 先ほども、今長時間労働が本当にすごいことになってるということを言ったんですけども、文科省が2016年に行った調査では、中学校の教員の6割、小学校の教員の3割が過労死ラインを超えた時間外労働をしてるということも明らかになっていて、本当にこの長時間労働の是正というのは待たなしの状態であると思います。教職員は労働者であるとともに教育の専門家でもあり、子供たちの人間としての形成を支える教員の仕事は、広い教養や深い専門的な知識、また技能が求められるとうい専門職だというふうに思います。教員の専門性を十分に発揮するためには、やはりそれにふさわしい労働条件というものが必要であって、授業の準備、子供への理解や対応、教育活動の振り返り、また教育者であり続けるための研究など、これらのことがその人自身の人間らしい生活の中で、ちゃんと保障されなければいけないというふうに思っています。市においても、長時間労働是正のための根本的な解決策は、教員をふやしていくという、増員であるということ、そういう認識を基本に引き続きあらゆる方策を講じて教員の労働環境の改善に努めていただきたいということを要望いたします。

この項目については終わりにしたいと思います。

最後、4番、学童保育所について伺います。

まず待機児童対策で、現状と待機児童対策の取り組みですが、学童保育所の申請を経ずにランドセル来館事業への申請ができるように見直すということで、先日の他の議員への御答弁で、平成31年度の入所より可能になるということをお伺いしました。ランドセル来館に直接申請をしたいという家庭が、実際にどのぐらいあるかということは、申請を受けて、受け終わってみないとわからないという部分もあるかと思っておりますので、まず現在、ニーズ調査を行っているかと思うんですけれども、こういう調査も含めて保護者のニーズをまずはしっかり捉えて、取り組みに反映していただきたいというふうに思います。

今後の課題のところに移るんですけれども、今後の課題として施設整備についても必要量というものを正しく見込んで、必要な人数分の整備を進めていくことが必要だと思うんですけれども、こちらについても次の項目で、新プランのほうで待機児童対策ということも出てきますので、改めて質問させていただきます。

②の新・放課後子ども総合プランと当市の行動計画について、まず旧プランとの変更点と当市の行動計画への影響についてお伺いしたいんですが、当市の行動計画への影響として新たに、新たにではないのかな、行動計画に盛り込むべき内容というものが国のほうから示されてるという御答弁でしたけれども、内容について具体的に教えてください。

○**青少年課長（新海隆弘君）** 具体的な内容としましては、放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成35年度に達成されるべき目標事業量、放課後子ども教室の平成35年度までの実施計画、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策、小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策などが示されております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 当市の行動計画というのは、子ども・子育て支援事業計画の中に位置づけられていて、平成27年から31年度までを第1期として、昨年、その中間見直しも行われたところだと思いますが、次期の行動計画策定の内容についても、検討というのは始めているのでしょうか。

○青少年課長（新海隆弘君） 子ども・子育て支援事業計画の次の次期計画である（仮称）東大和市子ども総合プランの中に行動計画を盛り込む予定でありますことから、同プランと同様に、平成30年度のニーズ調査の結果も踏まえ、今後、平成31年度に検討してまいります。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 国から示された行動計画に盛り込むべき内容というのは最初に、放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量というのが挙げられています。ちょっとややこしいんですけども、国が言ってるこの放課後児童クラブというのは、当市では学童保育所というふうに呼んでおられると思いますので、ちょっと放課後子ども教室と名称が似てて迷いますので、学童保育所というふうな名称で呼ばせていただきますが、必要量の見込みを正しく立てることが、やはり大変重要になってくるかと思うんですけども、現時点で市はどのぐらいの整備量が必要だと考えているのか教えてください。

○青少年課長（新海隆弘君） 子ども・子育て支援事業計画において、平成30年度学童保育所の量の見込みは1,073人、確保の内容は823人となっております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ランドセル来館へ直接申し込みができることになったということで、どの程度、この量の見込みに変化があるかというのは、まだわからない部分もあると思うんですけども、いずれにしても保育園のところで、私もたびたび言ってますけど、少子化になっても保育需要というのはまだ減ってないということもありますし、共働き家庭ふえてるということも考えると、今後もまだ一定の確保というのは必要になってくるというふうに思います。

次に、この新プランの中に掲げられた目標の一つに、全ての小学校区で両事業を一体的に、または連携して実施し、うち小学校内で一体型として、1万カ所以上で実施することを目指すということが目標の中に挙げられていますので、ここで学童保育所と放課後子ども教室の役割について市の認識を確認していきたいんですけども、それぞれの役割について市長答弁では、学童保育所は保護者が労働等により、昼間、家庭にいない児童を対象とし、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図る遊びの場、生活の場であり、放課後子ども教室は地域住民等の参画を得て、学習や体験、交流活動などを行う場であるというふうなことをおっしゃっていたかと思います。学童保育所と放課後子ども教室にはそれぞれ違った役割があるということ、この場でもこれまで何度か確認させていただいたんですけども、その理解に、そういう認識で変わりはないということ間違いありませんか。

○青少年課長（新海隆弘君） 放課後の子供たちが、安全・安心に過ごすことができる居場所の一つという点では、どちらも共通しているとは思いますが、対象となる範囲の違いという点では、役割の異なる面もあると考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 学童保育所は、御家庭に保護者の方が、おうちの方がいない子供たちを当市では7時までお預かりするという点もあるので、当然、生活の場という機能が損なわれてはいけない、そういう役割

があるというふうに考えています。この新・放課後子ども総合プランでは、今まではなかったんですけど、旧プランのときはなかった、この国全体の目標としてという新たな記述が新プランの中では加えられているんですけども、ここにどのようなことが書かれているのか、概要を教えてください。

○青少年課長（新海隆弘君） 放課後児童クラブの5年間で約30万人分の整備、あと一体型による放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の1万カ所以上での実施、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施すること、放課後児童クラブの役割の徹底による子供の自主性、社会性等のより一層の向上が挙げられております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

今まで旧プランのときは、こういう国全体の目標としてというような、そういう項目自体がなかったかと思うんですけども、今回こういうものが設けられて、そこに新たにこの新プラン、プランのほうには放課後児童クラブというふうに書いてありますけれども、この学童保育所の役割を徹底しということが書き加えられたということは、私は大変重要だというふうに思っています。新プランにおいても、一体型として実施する場合でも、放課後児童クラブ、学童保育所ですね、児童の生活の場としての機能を十分に担保することが重要であり、市町村が条例で定める基準を満たす必要があるということが明記されていますので、今後とも学童保育所と放課後子ども教室、連携して行っていくという、学童保育所の子供が放課後子ども教室に参加して一緒にやっていくということも進めていかれると思いますけれども、その際においてもそれぞれの機能を損なうことなく、両事業をよりよいものに展開していくことを要望いたします。

次に、今後の課題はというところに移るんですけども、当市では今後どのような形で学童保育所と放課後子ども教室の両事業を展開していく方針なのでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 市といたしましては、放課後の子供たちが安全・安心に過ごすことができる居場所の一つということで、地域の実情や施設の状況に応じまして、一体型もしくは連携の方法によりまして、それぞれの方法の利点を生かして事業展開を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） それぞれの事業、両事業を連携、または一体型で進めていく中でも、それぞれ違った役割を持っているということは確認させていただきましたので、ぜひお互いの機能、いいところを伸ばす、どちらの役割、どちらの機能も損なうことなく進めていっていただきたいというふうに思います。

新プランの中には、両事業を新たに整備等する場合は、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する学童保育所の約80%を小学校内で実施すると、さっき御答弁いただきましたけれども、そういうことも盛り込まれています。この新プランになって、施設整備に対する補助率というのは変更が何かあったのでしょうか。

○青少年課長（新海隆弘君） 新・放課後子ども総合プラン策定に伴う補助率の変更については、現時点では通知等はございません。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 今後、また来年度になるところで補助率、変わってくるというような、新たに受け皿もふやすというプランになってますので、そういう補助率、引き上げとかということもあるかもしれませんので、引き続き情報収集に努めていただきたいというふうに思います。

施設整備につきましては、以前からもこの場で何度も要望しているんですけども、小学校内で実施する場合は、学校の校舎内に無理に入れ込むというのではなくて、小学校敷地内に独立施設として整備をしてほしいというふうに要望をしておきます。

③の育成料のほうに移ります。

あの見直しの検討結果についてですが、平成30年度の使用料・手数料等の見直し結果報告書、拝見しましたけれども、待機児童の解消にまずは注力するということでしたけれども、今後、具体的にこの育成料についてどのようなことを検討していくのか教えてください。

○青少年課長（新海隆弘君） 今後、保護者負担等についての原価計算及び他市の状況との比較など、引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 今、他市と比べると低い、安い水準にあるというような御答弁でしたけれども、育成料を今後値上げするというのも検討されているのでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 保護者の負担とか、あとほかの市との比較等、総合的に判断しながら持続可能な自治体経営のための行財政運営を図る取り組みとして、定期的な見直しを実施して、適正な水準を維持していくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 今後の課題ということで、まだ検討をしているということですので、今後の課題というふうになるんですけども、他市と比べて育成料が低い水準にあるってことは、保護者の方にとってみれば本当にありがたいことだというふうに思います。前の項目のほうで教育費についても質問させていただきましたが、子育て世帯にとって教育費の負担、本当に大変重いものとなっています。高校の学費無償化の動きですとか、教育費への財政支援がさまざま方策がとられている中で、また今後予定されている幼児教育の無償化といった一連の動きから見ても、やはり今後さらなる教育費の軽減というのが、全体としてそういう、教育費を軽減していこうということが求められているというふうに思います。

育成料についても、これは同様だというふうに思うんですけども、再度、市の認識をお伺いします。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 先ほど議員からお話ございましたが、平成30年度の使用料・手数料等の見直し結果報告書の中にも記載をさせていただいておりますとおり、学童保育所育成料につきましては、平成9年の児童福祉法の改正に伴い、学童保育所が法制化された際に、経費につきましては保護者負担2分の1、公費負担2分の1を原則とするという国の補助事業が設けられました。

当市におきましては、平成11年度からこの考えを踏まえつつ、定期的な見直しなどを行いながら、子育て世帯の負担を考慮して国が示して、その後、当時、東京都市長会におきまして保護者負担額の標準月額を5,000円とする申し合わせが行われたという経緯もございます。しかしながら、当市におきましては、先ほど申し上げましたとおり、平成11年度から月額4,500円ということで現在に至っているというところでございます。今後につきましては、先ほどから繰り返し申し上げておりますけれども、保護者負担、他市との比較等、総合的に判断いたしまして、持続可能な自治体経営のための行財政運営を図る取り組みといたしまして、定期的な見直しを実施して適正な水準を維持していくということが必要であるかと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

東京都のほうで5,000円と示された中で、当市が4,500円ということでやっていることは、大変やっぱり保護者の方にとってはありがたいことだと思います。先ほども申し上げましたけれども、共働きの家庭というのは今後も増加傾向続くと思いますし、教育費全体に対するさらなる軽減というのが求められている中、この学童保育所の育成料だけが値上げされるというようなことがないように強く要望いたしまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 尾 崎 利 一 君

○議長（押本 修君） 次に、2番、尾崎利一議員を指名いたします。

[2番 尾崎利一君 登壇]

○2番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき、一般質問を行います。

1、市民の暮らしの実態と消費税増税など負担増、社会保障切り捨ての影響について。

安倍政権は、医療や介護、生活保護の切り捨てなどを通じて、社会保障費の自然増分さえ毎年削減し、来年10月からは消費税を10%に増税するとしています。東大和市も、下水道使用料の3割値上げやちよこバス運賃の8割値上げ、駐輪場の全面有料化、家庭ごみ有料化などを行い、今後も国民健康保険税の6年連続4割値上げや下水道使用料のさらなる大幅値上げなどを予定し、学童保育育成料の値上げ、公民館等の有料化をも検討するとしています。以下、伺います。

- ①市民の暮らしの実態について、認識を伺います。
- ②国や市の施策による市民の負担増について、認識を伺います。
- ③市民負担増の中止を求めますが、いかがですか。

2、国民健康保険税の引き下げについて。

市は、国民健康保険税を6年連続で値上げして1.4倍化を図るとして、今年度1億円を超える値上げを強行しました。来年度以降も同程度もしくはそれ以上の値上げが続くこととなります。以下、伺います。

①低所得世帯が多い国民健康保険加入世帯に、今でもサラリーマンの1.7倍も高い保険税が課されています。この現状について、また打開の方策について、市の見解を伺います。

②国民健康保険税については引き下げ、負担軽減こそが求められていると考えます。市の考えと対応について伺います。

3、家庭ごみ有料袋の値下げについて。

家庭ごみ有料化には反対です。ごみになるものをつくらせない生産者責任の徹底を基本に、有料化に頼らないごみ減量策を推進するべきと考えます。以下、伺います。

①2014年10月から有料化されて実施されている家庭廃棄物収集等手数料（有料ごみ袋）については、前議会で26市でも一番高い水準にあることが明らかになりました。第5次行政改革大綱でも、今年度は見直しの対象となっています。当面、家庭ごみ有料袋の値下げを求めますが、いかがですか。

4、国・都・市有地の活用、特に特別支援学校、特養ホーム、保育園など福祉施設、スポーツ施設の整備・拡充について。

市内には未利用の国有地が約3万平米、未利用の公有地は都営団地創出地11.5万平米のほか保育園用地と

して4カ所が改めて示されました。市の未利用地としては、みのり福祉園跡地と2つの学校給食センター用地を合わせて約7,700平米です。福祉の向上に役立てるべきと考えます。以下、伺います。

①現在の到達点とこの間の推移、市の取り組みについて伺います。

②公共施設等マネジメント行動計画の第1次アクションプランが示されました。みのり福祉園跡地と2つの学校給食センター跡地については、今年度中に利活用方針を確定するとしていますが、検討状況を伺います。

以上です。再質問は自席にて行います。よろしく申し上げます。

[2番 尾崎利一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、市民の暮らしの実態についてであります。厚生労働省の調査によりますと、平成30年9月分の労働者1人当たりの賃金は、前年同月比で上昇しておりますが、実質賃金指数につきましては物価の上昇が影響し、前年同月比でマイナスとなっております。また、内閣府の調査によりますと、街角の景況感を示す10月の現況判断指数は前月比で上昇し、2カ月ぶりに改善しております。こうした状況を踏まえますと、市民の暮らしにおきましては、穏やかな回復基調にあると考えております。

次に、国や市の施策による市民生活への影響についてであります。平成31年10月に消費税率の引き上げが予定されているところでありますが、国におきましては消費税の軽減税率制度の実施や、その財源を活用した幼児教育、保育の無償化などの取り組みが進められているものと認識しております。少子高齢化社会におけます社会保障の安定化や充実など、市民生活の向上等を図るためには一定の財源確保が必要であると考えております。また、市におきましては、第5次行政改革大綱に基づき受益者負担の適正化を図るため、下水道使用料などの使用料・手数料等の定期的な見直しを行っております。持続可能な自治体経営のための行財政運営に必要な取り組みの一つとして実施しているものであります。

次に、使用料・手数料等の市民負担についてであります。使用料・手数料等は特定の人利益を受ける行政サービスにつきましては、必要な費用を負担していただくものであります。利益を受ける人と受けない人の公平性を保つためにも、また持続可能な自治体経営のための行財政運営を行うためにも、応分の負担をいただくことが必要であると考えております。

次に、国民健康保険税の現状及び今後の方策についてであります。市では一般会計からの繰り入れのうち、法定外赤字補填分につきましては、国民健康保険税の急増抑制のために国が設けた特例基金の期限となります。6年間で解消することとした財政健全化計画を策定しております。この計画を着実に遂行することで、市民の皆様が安心して医療を受けられるよう、国民健康保険制度の安定化に向けて取り組んでおります。今後も引き続き医療費の適正化や交付金の活用等により、国民健康保険税の抑制を図るとともに、東京都市長会を通じ、国及び東京都に向け公費の拡充等を要望してまいります。

次に、国民健康保険税の引き下げや軽減についてであります。国民健康保険の財政健全化計画に基づき、必要とされる国民健康保険税の改正を行う際には、低所得者層に配慮した応能応益割の配分や、子育て世帯に配慮した多子世帯への市独自の減免措置等により、負担軽減を引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に、家庭廃棄物処理手数料の引き下げについてであります。家庭廃棄物処理手数料につきましては、環境省が示す一般廃棄物処理有料化の手引きに基づき、市における家庭系廃棄物有料化方針を策定し、手数料を定めております。見直しに当たっては、事業経費を踏まえた検討を行い、改定しないこととしております。

次に、国有地・公有地及び市有地の活用の検討についてであります。桜が丘3丁目の国有地につきまして

は、平成32年度の取得に向け、利用計画を策定することになりますが、具体的な検討につきましては未着手であります。また、参議院宿舍跡地につきましては、国の介護施設整備に係る国有地のさらなる活用の対応として、介護施設整備の必要性を考慮し、引き続き検討を行っているところであります。

次に、都営有地についてであります。都営東京街道団地につきましては、東京街道団地地区地区計画に基づき、公園や運動施設などについて協議を進めているところであります。また、都営向原団地の創出用地につきましては、東京都から北側の地区に提案されている知的障害特別支援学校の設置について、引き続き協議を行っているところであります。

次に、市有地についてであります。みのり福祉園跡地の利用につきましては、子育て支援を行う施設に活用することについて、引き続き検討を行っております。また、第一学校給食センター及び第二学校給食センター跡地につきましては、行政財産としての利用、貸し付け、売却等を含めて検討を行うこととしておりますが、具体的な進展はありません。

次に、みのり福祉園跡地と学校給食センター跡地の利活用についての検討状況についてであります。みのり福祉園跡地につきましては、(仮称)東大和市児童発達支援センター及び子育て支援拠点施設の整備に関する事業の実現可能性等につきまして、公募型市場調査を実施しているところであります。第一学校給食センター及び第二学校給食センター跡地につきましては、今後、具体的な検討を行ってまいりたいと考えております。以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○2番(尾崎利一君) ありがとうございます。

それでは、順次、再質問を行います。

まず市民の暮らしの実態のところですけども、御答弁では穏やかな回復基調ですか——ということでした。家計消費については、落ち込んだままです。安倍政権のもとで、家計消費は2人以上世帯の実質消費支出で見て21万円減りました。この根本には、安倍政権のもとで労働者全体の実質賃金が18万円減ったという事実があります。消費と所得という暮らし、そして経済の土台が悪化しているという認識、これを市は持っているのかどうか。家計消費は、日本経済の6割を占めているわけです。この点について伺います。

○課税課長(真野 淳君) 厚生労働省が発表しております毎月勤労統計調査によりますと、平成26年分から平成29年分までの労働者1人当たりの月額現金給与総額は4年連続でふえております。一方で、実質賃金指数につきましては、物価の上昇が影響し、平成29年からは前年を下回っております。このような状況を見ますと、物価の上昇に賃金の上昇が追いついていない状況ではありますが、市民の暮らしにおきましては穏やかな回復基調にあると考えております。

○2番(尾崎利一君) 私はアベノミクスの失敗は明らかだと思います。OECDが出している世界経済見通し、これで見ても、2018年度以降、20年まで、世界全体の実質GDP成長率、3.7、3.5、3.5であるのに、日本は0.9、1.0、0.7ということで、総括表中、最低になっています。

2013年の9月市議会の一般質問で、市民の暮らしの実態について伺いました。消費税が5%に値上げをされた1997年以降の状況について伺ったわけです。1997年に551万6,000円だった1人当たりの給与収入、これは市民のですね。これが2012年度には480万4,000円に、71万2,000円、12.9%減少した。市民1人当たりの所得については、同じ時期に382万4,000円から313万7,000円、68万7,000円、18%の減額。他方で、1人当たりの社会保険料負担額は41万8,000円から47万6,000円、5万8,000円、13.9%増加したということでした。最新の状

況はどうなっているのか伺います。

○課税課長（真野 淳君） 最新の状況であります平成29年度の市民1人当たりの状況を申し上げます。

給与収入額は約480万1,000円、所得額は約309万6,000円、社会保険控除額は約53万6,000円でございます。

○2番（尾崎利一君） 今の答弁でもこうした状況、収入、所得は減り、負担はふえるという状況は続いていると思いますが、こうした状況どう見るのでしょうか。

○課税課長（真野 淳君） 消費税が5%に値上げされました平成9年度と最新の状況であります平成29年度を比較しますと、給与収入、所得額ともに減少し、社会保険控除額が上昇していることは間違いございませんが、給与収入、所得額につきましては、平成26年度が最も低くなっておりまして、平成26年度と平成29年度を比較しますと増額となっております。

○2番（尾崎利一君） 今、平成26年度と29年度を比べると増額ということですが、29年度そのものはまた減額に転じてるという状況になっています。

それで、この5年間の間には8%への消費増税もあったわけですね。3ポイントのこの増税だけで、消費者物価を2%押し上げるというふうに言われていたわけです。さらに、日銀券をジャブジャブ発行して物価上昇を図るということをやってきたわけで、こうしたことを勘案すると、先ほどの数字以上に暮らしは厳しくなっているというのが妥当ではないかと。少なくとも消費税を3%、3ポイントですかね、値上げしたのに、追いつくだけの所得上昇ないまま、逆にまた減少に転じるという状況になっているというふうに思いますが、この点どうでしょうか。

○課税課長（真野 淳君） 内閣府の平成30年11月の月例経済報告によりますと、景気全体の判断は個人消費の持ち直し継続などを踏まえ、11カ月連続で穏やかに回復しているとしております。このような状況を踏まえ、市民の暮らしにおきましては穏やかな回復基調にあると考えております。

○2番（尾崎利一君） わかりました。

先ほど触れましたけれども、平成9年当時で550万あった給与収入が、先ほど平成26年が底だということですが、今480万にまで減少しているという、こういう状況で穏やかに上昇してると言っても、ちょっとこれは納得できないというふうに私は思います。

社会保険料負担のほうも、41万8,000円から47万6,000円にふえ、この間で言うと53万6,000円ですから、ここで一気にまた6万ぐらいふえるという状況になっているわけですから、暮らしの実態でいえばとてもよくなってきているという実感はないというのが、市民の暮らしの実態だというふうに考えます。

この消費税8%への増税の影響も大変深刻だというふうに思います。総務省の家計調査をもとに、2人以上世帯の実質家計消費支出、これ年額換算した推移を見ると、増税前、2013年に平均で360万8,000円だったものが、増税後に334万8,000円、一気に30万円落ち込んで、最近の1年間でも338万6,000円ですからほとんど回復してない。こうした状況について、8%への消費増税の影響ですね、どのように認識しているのか伺います。

○課税課長（真野 淳君） 繰り返しにはなりますが、市民1人当たりの給与収入、所得額につきましては、平成26年度を底に上昇しております。このような状況を踏まえ、市民の暮らしにおきましては穏やかな回復基調にあると考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 私、伺ったのは消費税……今の答弁は先ほどの答弁と同じで、それについてはそうじゃないんじゃないのって言ったわけですが、消費税増税そのものの影響から、市民の暮らしが脱すること

ができていないじゃないかという問題について言ってるのでね、ちょっとその景気動向や家計消費がどうこうということとはまた違うことを伺ったわけです。

それで、市長は一定の財源確保が必要だというふうに答弁されました。過去の答弁でも、消費税は安定財源だという答弁もありました。しかし、今、消費税を10%に増税すれば、日本経済の6割を占める家計消費、8%増税によって1割縮小して、そのまま回復し切れてないという状況ですね。この家計消費にさらなる打撃を与えて、日本経済が失速してしまうということになると考えます。何よりも暮らしが壊されてしまう。消費税増税には反対すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○**財政課長（川口荘一君）** 消費税に関することでございますけれども、まず消費税率の見直しなどにつきましては、国において検討される内容であろうといった認識でございます。そうした上での御答弁とさせていただきますけれども、少子高齢化が進む社会におきましては、社会保障関係経費が増加し、またその社会保障の充実等も必要になってくると考えられます。これらへの対応として、やはり安定的かつ一定の財源が必要になってくることが見込まれるところでございます。そして、国におきまして、消費税率が見直しされる場合、経済、消費等への影響に対しましては、やはり国においてその対策が検討されるということでありまして、現在は国において一定の対策、軽減税率の導入であったり、また幼児教育、保育の無償化などが検討されているといった認識でございます。

以上であります。

○**2番（尾崎利一君）** 国や市を運営するために、一定の財源が必要なんていうのは当たり前のことじゃないですか、それは。それが消費税増税なのかどうかということ、私は伺ってるわけです。

今の日本社会で、やはり最大の問題は格差の拡大ではないのか。貧困の広がりであり、富の偏在ではないのかというふうに私は思います。数千人の首を切ったカルロス・ゴーン氏が数十億円という年俸を得る。しかし、税のゆがみによって所得が1億円を超えるとどんどん税負担率が下がっていく。大企業は史上空前、400兆円以上に内部留保をふやしているけれども、実質税負担率は中小企業の55%にとどまっている。これらを正すだけで、10%消費税増税による5兆円を優に上回る税収を得られるわけです。負担能力のあるところに負担してもらえば、矛盾は起きないわけです。

先ほど消費増税に合わせて、さまざまな経済対策やるというお話ありましたが、8%増税のときもやりました。安倍首相はワンショットだと、短期間でこの影響はなくなるんだと言ったけれども、いまだに1割落ちた家計消費は回復できずにいるというのが今の現状です。そういうことを考えても、消費税増税に頼るべきではないということをお願いしておきたいと思えます。

市長は、持続可能な市政運営ということを何度か言われました。東大和市の場合、何かあったときのための余裕資金、16億5,000万円程度と言われてます。現在、一般会計で50億円余り、介護基金を合わせると60億円程度になっています。幾らまで、これ基金をためるといふことなのか伺います。

○**財政課長（川口荘一君）** 積み立て基金に関することでございますけれども、市におきましても少子高齢社会ということで、年々、社会保障関係経費が増加してる状況がございます。また、過去に建設しました公共施設等につきましても老朽化が進んでる現状もございます。これらに備えるためには、やはり財政調整基金、そして公共施設等整備基金の積立額の確保が必要と考えます。現在、市の行政改革大綱に一定の目標額を定めているところでございますので、今後におきましても社会状況の変化、またそういった中での市民サービスの維持、そして向上、また公共施設等の老朽化などに適切に対処ができるよう、積み立て基金の確保を図っていきたく

と考えているところでございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 目標について伺ったんですが。

○財政課長（川口荘一君） 目標ということでございます。

初めに、財政調整基金につきましては、現在、第5次の行政改革大綱では、平成33年度までの間、少なくとも標準財政規模の10%の額を維持するということを目標にしております。平成30年度の標準財政規模から算定しますと、現時点では少なくとも約16億8,500万円を維持することになります。

次に、公共施設等整備基金でありますけれども、財政調整基金と同様に、標準財政規模の10%程度の額を目標としております。現在の第5次の行政改革大綱策定時点における目標額でありますけれども、平成33年度までに約16億確保するというような目標を定めております。

なお、公共施設の老朽化が進んでいるという状況がございますので、今後はその対策というものが大きな課題になろうということが見込まれておりますことから、この公共施設等整備基金の積み立て目標につきましては、その公共施設の老朽化対策等の状況に応じまして、目標額を改めるなど柔軟に対処していきたいと考えてもでございます。

以上です。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時39分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（尾崎利一君） この間、2014年10月からは家庭ごみの有料化、これ平年ベースで1億8,000万円とされましたが、半年で1億6,000万円、平年で2億円ぐらいの負担増になっています。15年2月から、ちょこバス運賃が100円から180円に値上げされました。2015年4月から介護保険料1億3,000万円の値上げ、これについては結果的には値上げ必要なかったという答弁がありました。2016年4月から国保税8,400万円の値上げがされましたが、平成29年度決算で4億円の黒字を出し、やはりこれも必要なかったということだったと思います。2016年7月からは下水道使用料値上げ、平年ベースで29年では2億5,800万円と言いましたか——の負担増となりました。それから、駐輪場の有料化が2017年8月から行われ、1億円以上の負担増になったと考えられます。2017年4月からはプラネタリウム、テニスコートなどの使用料、あと手数料等の値上げが行われ、2018年4月からはやはり介護保険料1億3,000万円の値上げが行われました。国保税は、ことしから毎年、6年連続で値上げをするということで、今年度、1億円を超える値上げが行われたわけです。

市民の暮らしの実態に照らして、こうした負担増路線、これ以上、続けるべきではないということを強く申し上げたいと思います。

1については以上で終わります。

2番の国民健康保険税の引き下げについてです。

厚生労働省保険局のホームページで、各保険者の比較という表があります。加入者1人当たりの平均所得、市町村国保、協会けんぽ、組合健保、それぞれ幾らになっているのか伺います。また、加入者1人当たりの平均保険料と保険料負担率についても同様に伺います。これらについて、東大和市の数値もわかれば教えてください。

さい。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 厚生労働省の資料を確認いたしましたところ、加入者1人当たりの平均所得につきましては、国民健康保険は84万円、協会けんぽは145万円、組合健保は211万円でありました。また、同資料で国民健康保険1人当たりの平均保険料、出ておまして、こちらは8万4,000円、保険料負担率の記載はございませんでしたが、所得で割り返しましたところ約10%、協会けんぽは1人当たりの事業主負担を除きました平均保険料は10万9,000円、保険料負担率は約7.5%、組合健保1人当たりの事業主負担を除きました平均保険料は12万2,000円、保険料負担率は約5.8%でありました。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今いただいた数字では、国保加入者の所得は、協会けんぽ加入者の58%、組合健保加入者の39.8%しかありません。ところが、保険料負担は協会けんぽ加入者の1.3倍、組合健保加入者の1.7倍ということになります。国保加入者の所得の状況については、他の保険と比べて大変低くなっているというふうに考えます。その暮らし向きについて、市はどのように捉えているのか伺います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 国民健康保険は、中高年齢者が多く加入しておまして、被保険者1人当たりの医療費が増加する一方で、被保険者の所得水準が低く、保険料の負担率が高いという構造的な問題を抱えておりますことから、多額の公費が投入されてございます。こうした中、被保険者の皆様には、応分の御負担をいただいているものと認識してございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 暮らし向きについてどう考えているのかということをお伺いしたんですが、直接の御答弁ありませんでした。東大和市の国保加入世帯についても、年々、低所得世帯がふえているというふうに思いますが、この9月にいただいた決算特別委員会の資料で、この5年間比べてどうなっているのか伺います。所得150万円以下の世帯、それから所得なし世帯、これがどのように推移しているのか伺います。

○保険年金課長（越中 洋君） お示しいたしました決算資料から、平成25年度の所得なしの世帯の割合は35.5%、所得150万円以下の割合は70.9%でございました。平成29年度の所得なしの世帯の割合は37.5%、150万円以下の割合は73.9%となっております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） こういうところに、さらなる負担増を求めるといことがどういうことなのかということについて伺いたいわけです。

2014年7月10日付の国保新聞では、全国知事会が具体的な公費投入額の規模と負担率の水準に初めて踏み込んだというふうにかかれております。2013年に成立した社会保障プログラム法は、国民の保険料負担の公平化を理念に盛り込んでいる。先ほど言った国保加入世帯が極めて高いということですね、保険料負担が。これを公平化しなくちゃいけない、これを理念に盛り込んでいることから、国保の負担率を協会けんぽ並みの保険料負担率まで引き下げるべきだと。そのためには約1兆円の公費負担が必要だというふうに全国知事会が言ったと。本当は国保加入世帯、加入者は協会けんぽ加入者の58%しか所得ないわけですから、もっと下げてほしいところですけども、知事会はそのように主張したと。社会保障プログラム法でも、負担の公平化を言っている。知事会のこの主張は、最低限の当然の主張だと思いますが、市の見解をお伺います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 御指摘の記事につきましては、平成26年にある政党が行いましたヒアリングの際に、全国知事会の社会保障常任委員会委員長が、将来的な医療保険制度の一本化を見据えた上での発言をし

たものと認識してございます。市といたしましても、東京都市長会を通じまして、東京都に対し医療保険制度の一本化を図ることを国に強く要望するよう求めています。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 全国市長会も、やはり同様の要求をしている。ことし6月6日、国民健康保険制度等に関する重点提言、この中で「国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること」と言っています。この国の責任と負担でというところが大事です。自治体や被保険者にしわ寄せするのではなくて、国の責任と負担でやりなさいという主張だ。東大和市も当然同じ見解だと考えますが、いかがでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） ただいまの全国市長会の6月6日の宣言に、重点提言でございますが、こちらの今議員さんがおっしゃられたところにつきましても、東京都市長会を通じまして全国市長会のほうに国庫負担割合の引き上げなどを行うんだと、そういうことも要望しておりますし、当然同じような考えであります。

以上です。

○2番（尾崎利一君） そうすると、ことしから東大和市は6年連続で国保税を約1億円ずつ値上げするという計画です。こうした見解と全く逆行する。実際には、国保加入世帯の国保税負担をどんどんふやしていくという方向に進んでるわけで、全く逆行すると思いますが、いかがですか。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 社会保障制度改革プログラム法におきましては、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革を推進することが目的とされております。国民健康保険は、本来、保険税で賄うべきところを、法定外の繰り入れによりまして補填しておりますことから、医療などの給付に対する税の負担の対応関係が不明確になっております。国民健康保険の制度改革の趣旨にのっとりまして、国民健康保険の財政を健全化するため、赤字補填分の繰り入れを解消することによりまして、国民健康保険を安定した制度として構築できるよう取り組んでいく必要があるものと認識してございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） これは厚生労働省の資料だと思いますけれども、社会保障制度改革プログラム法における対応の方向性というのが出てるわけですが、1に国保に対する財政支援の拡充、2に財政上の構造的な問題を解決する、都道府県が担う、財政運営を初めとして、市町村との役割分担をする。3つ目に、低所得者に対する保険料軽減措置の拡充と、こう書かれてるわけです。

今の答弁だと、構造的矛盾があると言いながら、結局、先ほど言った所得84万円で、今でも10%も税負担、国保税負担している。協会けんぽや組合健保の加入者に比べても1.3倍、1.7倍というふうな重い負担をしているというところに、さらに負担を強いるということになるわけで、全くこの方向性と違うということになるんじゃないでしょうか。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 国民健康保険の広域化に伴うところにつきましては、市民の皆様が安心して医療を受けられるよう、国民皆保険の土台となります国民健康保険、これを制度として安定していく必要がございます。そのために、赤字補填の繰り入れを解消いたしまして、国民健康保険の財政を健全化していくことが必要というふうに考えてございます。それに伴う取り組みにつきまして、医療費の適正化ですとか、市民の皆様健康保持増進に取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） そうすると、結論として、今国保加入者がサラリーマンの1.3倍、1.7倍という重い負担

を余儀なくされているにもかかわらず、さらにこれを拡大して2倍以上になっても仕方がないということだというふうには言わざるを得ません。

全国市長会の重点提言では、先ほどの引用の後で、低所得者層に対する負担軽減策を拡充、強化せよという主張があります。低所得者が国保は多いわけですから、当然の主張だと思います。他の議員への答弁で低所得者対策について国保税の減免について触れられませんでしたけれども、これも大切な低所得者対策だと思います。2015年、2016年、2017年の3年間、申請減免の件数、何件だったのか伺います。

○保険年金課長（越中 洋君） 国民健康保険税、申請減免の件数につきましては、過去3年におきまして、平成27年度が1件、平成28年度が2件、平成29年度が2件の実績となっております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 極めて不十分で、国民健康保険税の異様に重い負担に対する策としては、この申請減免そのものはなきに等しいと言わなくてはなりません。低所得者に対する軽減措置ですが、平成29年度の行政報告書によると7割、5割、2割の均等割軽減による軽減額が1億7,024万9,993円となっておりますが、それぞれ何人ですか。また、平成30年と31年の見込みについては対象が少し拡大されたと思いますが、それぞれ何人額は幾らなのか伺います。

○保険年金課長（越中 洋君） 均等割軽減、こちらの7割、5割、2割のそれぞれの件数、これ世帯数になりますが、同一年度内に資格取得喪失を繰り返す被保険者の方も多くいらっしゃいますことから、件数につきましては統計的なおおむねの件数ということで御答弁申し上げますが、平成29年度決算におきましては医療分、後期高齢者支援分の7割軽減が3,540件、5割軽減が約1,500件、2割軽減が1,490件、介護分におきましては7割軽減が1,440件、5割軽減が640件、2割軽減が600件ございました。平成30年度におきましては、先ほどお話しさせていただいたように同一年度内で出入りがございますので、当初賦課時点における件数となりますが、医療分後期支援分の7割軽減が2,680件、5割軽減が1,350件、2割軽減が1,400件、介護分では7割軽減が1,150件、5割軽減が530件、2割軽減が500件でございます。金額につきましては、まだ数字が執行年度中ということもございまして、日々動いてまいりますので、算出することは困難でございます。また、31年度におきましても算出は困難でございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 平成29年度、30年度、31年度の加入者数はそれぞれ何人でしょうか。

○保険年金課長（越中 洋君） 平成29年度の平均被保険者数は2万643名でございます。平成30年度は予算計上時におきまして、被保険者数を1万9,087人と推計してございます。平成31年度につきましては、現在推計をしているところでございますが、現状におきましては平成30年度、現年度と比べまして500名程度減少するものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 国民健康保険税については、ことしも1億円値上げをしました。前議会の答弁で、市による減免措置は国の言う削減すべき赤字ではないというふうに答弁をいただいています。そうならば、値上げしたこの1億円分で減免措置を講じるべきだと思います。7割、5割、2割の均等割減免が適用される低所得世帯に、さらに市独自の減免措置を施し、10割、8割、5割減免とすれば1億円程度の減免となります。この1億円程度というのは、今の御答弁を踏まえた推計値です。ぜひやるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 厚生労働省の資料によりますと、全国、約1,700の市町村のうち、平成30年度の予

算ベースにおいて、国民健康保険の赤字補填の繰り入れを解消している自治体は8割を超えております。また、平成28年度の数字となりますが、一般会計からの法定外繰り入れの状況でございますが、全国で3,298億円のうち、東京の区市町村が1,004億、約3割を占めてございます。こうした情勢を踏まえまして、市では国民健康保険財政の健全化に向けて、まずは赤字繰り入れの解消に向けて取り組む必要がございます。また、市では応能応益割につままして、応益割の割合を抑えまして、低所得者に配慮した保険税としております。応益割におきましては、近隣市の状況を踏まえますと、当市では医療分、後期高齢者支援分、介護納付金の合算は4万7,100円でございますが、近隣市の中には6万円近い市もございます。こうしたことから、市では低所得者に向けて配慮した保険税率を使っております。

また、市では保険税、独自の軽減策といたしまして、子育て世帯への軽減負担を図る多子世帯の保険税減免を実施しております。新たな軽減策につまましては、健全化に向けた取り組みが一定程度進んだ段階におきまして検討すべき課題であると認識してございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 健全化に向けた取り組みが一定程度進んだ段階で減免を検討するということですが、健全化に向けた取り組みの一定程度の前進というのはどういうことでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 市では一般会計からの赤字繰入金につまましては、国の激変緩和措置がある6年間で解消するとしております。ですので、少なくとも4年とか5年とか、その時点になりましたら減免制度について検討を始めたいと、このように考えてございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 当初から言っていますけれども、今全国的にはどうこうという数字を言われましたけれども、東大和市においても37.5%が所得なし世帯、所得150万円以下が73.9%、これが東大和市の国保加入世帯の実態なわけですね。そこへどんどん負担をかけると。それで全国的にこうだからどうだということじゃないんじゃないですか。市民の暮らし、市の国保加入世帯の実態との関係で考えるべきなんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 国民健康保険制度の広域化につまましては、先ほど6月の国民健康保険制度に関する重点提言にもございましたとおり、将来にわたり安定的で継続可能な制度とするため、全ての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて抜本的な改革を実施することとございますとおり、全ての保険者が、全ての国民が一つの保険になるというのが最終的な目標でございます。それに向けまして、当面は都道府県単位の広域化を行うことで、それに向けての道筋を立てようということが、国民健康保険改革の仕組みでございますので、当市につまましてもそれに向けて努力をしてまいりたいと、このよう考えてございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） ですから、そのやり方でやったら、国保加入世帯の国保税が、サラリーマンの2倍以上にどんどん膨れ上がるということですよ。それを、国の方針はそうだと、じゃ市民の暮らし、国保加入者の実態との関係で、減免措置という形でそこを救うという市の独自の頭使ったやり方でやればいけないかって言ってるわけですよ。市が独自にやってる多子減免についてですが、これは額としては、予算額としては幾らになるのか。それから、市はこれを削減すべき赤字に仕分けしているのかどうか伺います。

○保険年金課長（越中 洋君） 多子世帯の負担軽減策につまましては、これ決算ベースとなりますが、平成29年度、こちらが影響額456万300円、こちらが減額した分というふうになってございます。また、この軽減策に

つきましては、市が子育て世代への負担軽減策として実施しているということでございますので、解消すべき赤字補填の繰り入れというふうには考えてございません。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 解消すべき赤字かどうかというのも、市独自の判断で仕分けしていいわけです。国は意見は言っても、市の判断を強権で覆すことはできません。そもそも国が言っている解消すべき赤字についても、地方自治体の自治に関する問題ですから、国としては強制できないというのが国の公式見解です。市は暮らしを守る防波堤として、市の判断で国保加入世帯の重過ぎる負担の軽減に力を尽くすべきだという提案です。いかがですか、改めて。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 繰り返しの答弁となりますが、国民健康保険の広域化の趣旨につきましては、国民皆保険のとりでといたしまして、市民の皆様が安心して医療を受けられるよう、国民健康保険を持続可能な制度として構築することであります。そのために市では国の求めによりまして、赤字補填の繰り入れを解消する財政健全化計画、これを策定いたしまして、この計画に基づき、国民健康保険財政の健全化に取り組んでいるところであります。

一方で、保険税の抑制に向けた取り組みも、医療費の適正化ですとか、さまざまな策を講じております。市の独自の取り組みとして応能応益割の配慮ですとか、多子世帯への減税軽減の配慮も実施しているところでございますので、そういう形で市民に対する配慮を行っているものと認識してございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 市が本気でそういうふうを考えてるとは、私はとても思えません。市民税の徴収率が93%ぐらいですか、国保税は85%、15%の人がもう既に払い切れずに滞納を抱えていて、それで400人の人に国保証が届かないという自体になっているにもかかわらず、これをもっともっと引き上げるということは、私はあり得ないことだというふうに考えます。日本共産党としては、全国知事会の先ほどの見解を支持します。1兆円ほどの公費投入を行えば、非民主的な人头割である保険税の均等割をなくし、協会けんぽ並みに国民健康保険税を引き下げることができる。この1兆円程度の財源は、証券優遇税制正すだけで生み出すことができる。これは先ほども述べたとおりです。

国による負担が余りにも少ないために、国もなくすべきだと言っているような不公正、所得はサラリーマンの4割しかないのに負担は1.7倍も高いという国保税の矛盾を、さらに国保税を値上げすることで強権的に加入者に押しつけるというさらなる不公正のもとで、自治体が一緒になって道理のない値上げを押しつけるのかどうか問われています。国保税値上げした、それであればその負担軽減するために、市独自に減免制度を拡充するというに踏み出すべきです。当面、協会けんぽ並みに国保税を引き下げる。まず6年連続値上げを中止し、引き下げに転ずるよう求めます。改めて見解を伺います。

○市民部長（村上敏彰君） 先ほど副参事のほうから答弁がございましたように、市といたしまして6年間で一般会計からの赤字繰り入れを解消するという財政健全化計画を立ててございますので、この方針に基づきまして国民健康保険財政を運営してまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） もう主張は述べましたので、私としては6年連続値上げを中止する。そしてこの3月議会でも予算組み替え動議を出しましたけれども、昨年どおりの財政運営を行っていれば、1人5,000円の値下げできたということは明らかにしましたけれども、引き下げに転じるよう求めます。

次に、3番の家庭ごみ有料袋の値下げについてに入ります。

海洋プラスチック憲章に、日本政府がアメリカとともに署名しなかったということがありました。国際的にも失望と批判を浴びています。こうした国の無責任な姿勢が、国民に無用な負担をこの問題で押しつけているということだと考えています。ことし8月に発行された多摩地域ごみ実態調査の50ページと51ページに、家庭系ごみ、ごみ処理手数料の一覧が出ています。これで見ると、可燃ごみで一番安いのは清瀬の40リッター、40円ですかね。2円未満は導入している27市町のうち17市町、多くのところでプラスチックは無料とか半額とか、東村山市はリッター、75銭というふうに書いてあります。こうして見ると、東大和市の家庭ごみ有料袋は、多摩地域で一番高い水準にあるということになると思います、市の見解を伺います。

○環境部長（松本幹男君） 多摩ごみ実態調査、こちらのほうの資料からということですが、多摩地区26市ということで申し上げますと、容器包装プラスチックを当市と同じように1リットル当たり2円の単価で排出している自治体、こちらにつきましては4市となっております。多摩ごみ実態調査のほうにつきましては、容器包装プラスチックということで具体的に記載がされているものもあるわけですが、中には容器包装プラスチックを可燃ごみ、または不燃ごみで有料袋に入れて排出してくださいという自治体もございますので、東大和市と同じということになりますと、当市を含めて4市となっております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） そうすると、当市も含めた4市が多摩地域ではごみ袋代としては一番高いということではないんですか。

○環境部長（松本幹男君） 1リットル当たりの手数料単価という点では、そういう設定になるかと思っています。ただ、こちらのほうの中には、背景としてその自治体がどういう形で収集を行っているか、または中間処理等、どのような形で行っているかという背景については含まれておりませんので、あくまでも手数料のリットル当たり単価ということで御理解いただければと思っています。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 私は手数料のリットル当たり単価が、この4市が一番高いのかと伺ったわけで、まあそのとおりだということでした。

それで、私たち日本共産党としては、全市民が受けるサービスであるごみ処理は税で賄うべきだと考えているわけですが、当面、2割は値下げすべきというふうに考えています。家庭ごみ有料化の際に、5,100万円を新たなごみ減量施策に使うというふうに言っていました。9月議会で資料要求して提出された資料によると、七八百万円しか新たなごみ減量施策には使われていない。有料化による2億円の収入のうち、2割は引き下げられるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） ごみ処理手数料の設定につきましては、当市の場合、ごみ処理にかかります経費、そちらの国が示しておりました3分の1程度の御負担ということで方針を定めて現在進めております。しかし、3分の1の御負担となりますと、今の単価よりも相当高くなるというのがございますので、導入時におきまして他市均衡を図るという視点を取り入れた中で、現在の手数料が設定されております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 他市均衡という点でいっても、東大和市は多摩地域で一番高くなっているということは、先ほどの質問で明らかになったことだというふうに考えています。日本共産党としては、これテレビでも最近何かやったそうで、地域を歩いていても非常に話題になります。このごみ袋、2億円収入ですから、2割削減

すれば4,000万円の値下げになるわけで、この2割の値下げを求めたいと思います。

以上で、3番を終わります。

4番目です。国・都・市有地の活用、特に特別支援学校、特養ホーム、保育園など福祉施設、スポーツ施設の整備・拡充についてです。

まず、資料要求いただきました。ありがとうございます。

警視庁用地の2万2,000平米についてですけれども、資料要求によりいただいたものによると、取得の場合は優遇措置がないと。つまり、1割でいいよとか、2割でいいよというね、自治体などが使う場合は。これがないと書かれています。貸与の場合も同様なのか調査するというのも書かれてありますけれども、この点、どうなっているのか伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 国有地の取得に係りまして、購入の場合の優遇措置に対応し、次に貸し付け等の方法について、その貸し付けという方法が可能なのか、また可能であった場合に、優遇制度があるのかということで、これにつきましては今後、改めて国の考え方について教えていただける予定であります。

以上です。

○2番（尾崎利一君） この問題、私も議員になってずっと取り上げてまして、この場所が米軍大和基地の跡地だと。もともと市民の土地であり、市を挙げて返還を要求していたのにもかかわらず、国有地というふうにされてしまい、しかも40年近くにわたって未利用になっていたという、その間、市の発展を阻害してきた土地なわけです。ですから、これは無償で東大和市に提供されてしかるべきというふうに私、考えていますので、ぜひこの土地の市民活用、頑張ってくださいというふうに思います。

次に、参議院宿舍跡地についてですが、これも要求した資料で書かれていますけれども、引き続きここについては特養ホーム整備について検討しているが、結論は出ていないということでもいいのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） ただいま議員がおっしゃったとおり、11月に開催いたしました市有地等利活用検討委員会におきましても、結論には至っておりません。引き続き検討することといたしております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） この中で、都の整備基準では160床必要というふうになるけれども、100床程度の整備目標とするというふうに書いてあります。少なくとも都の整備基準以上の整備を要求しますが、この点はいかがでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 11月の資料にも記載がありますとおり、8点ほど理由等、記載をさせていただきます。現行の状況ですとか、必要度から判断した実質的な待機者の数、また近隣市等における特別養護老人ホームの状況、またグループホームですとか有料老人ホームの整備状況、また要介護の軽度化——東大和市における介護の認定状況ですね。施設から在宅への流れなど、さまざまな要因を勘案いたしまして、現時点での整備目標として100床と定めたものでございます。また、最後のところにも記載がございますように、仮にでございますけれども、100床の特養の建設を誘導いたしまして、市民の皆様、御利用されたらといたしますと、介護保険料がおおむね月額250円から300円程度、年額に直しますと3,000円から3,600円程度増額するようなどということ試算を現時点ではしてございます。このようなことから、慎重に総合的に整備する規模を定める必要があると、このように考えております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 費用負担についてはどうするかという検討は当然必要だ、制度そのものの検討として必要だと私は思いますけれども、しかし現状においては、保険料も払います、払ってます。利用料も払うと言っているにもかかわらず入る施設がないというのは、介護保険制度としての破綻だというふうに考えます。これは公の責任として、ただ速やかな整備が求められるというふうに考えますので、少なくとも160床以上、こういった整備については引き続き求めておきます。

次に、東京街道団地の創出地についてですが、総面積はどれだけなのか、生活支援ゾーン、公園ゾーン、運動広場ゾーンのそれぞれの面積についても伺います。

○都市計画課長(神山 尚君) 面積ということですけど、済みません、今、生活支援ゾーンの面積しかちょっと手元にないものですから、そちらを答えさせていただきます。

合計で1.6で、内訳といたしまして北側が1.0ヘクタール、南側が0.6ヘクタールでございます。

以上です。

○2番(尾崎利一君) じゃ、後で、休憩の後か何かに教えてください。答弁してください。

それから、情報公開請求、これは資料要求と別に情報公開請求していただいた資料があるんですけども、社会教育課が作成した運動広場のグラウンド整備案という図を情報公開でいただきました。東西78メートル、南北115メートルをとって、そこに64メートル掛ける100メートルのサッカーのピッチをとるというものです。これに対して、東京都はもう少しピッチを狭くとったほうがいいかのようなニュアンスで言ってくるようですけども、この点について確認します。

○社会教育課長(佐伯芳幸君) 東京都との打ち合わせについてでございますが、東京都から示されたグラウンドの内容は、市の要望している大きさより若干狭い面積のものでありましたので、改めてサッカーの公式試合ができるよう、最低でも縦100メートル、幅64メートル以上を確保していただきたいと要望し、都に検討していただいているところでございます。

○2番(尾崎利一君) サッカー協会の役員の方からも話、聞きましたけれども、本来、公式のピッチは105掛ける68ということだけでも、100掛ける64でもぎりぎりです。これより狭くなると、東京都サッカー協会からの補助金もとりにくくなるのではないかと伺いました。totoくじ補助のほかにも、サッカー協会からの補助もあり得るといってもありますので、こうした地元のサッカー協会の知恵なども積極的にかりて、東京都との交渉に臨んでいくべきだというふうに思いますけれども、この点について伺います。

○社会教育課長(佐伯芳幸君) サッカー協会の協力を得て、東京都との交渉に臨むべきではないかということでございますが、運動広場のグラウンド整備案の検討をする際に、これまでも体育協会を通じてサッカー協会にもお話を伺ってまいりました。今後も必要に応じて関係団体の御協力をいただきながら、進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) これ情報公開でいただいた資料で、東京都は費用負担についても今後も検討が必要だということも言ってるわけで、そうしたサッカー協会や体育協会等にも大いにかかわってもらって、ぜひ有利に進めていただきたいというふうに思います。

それから、運動広場以外については、東京都とどのようなやりとりをしているのか。資料要求したけれども、

今回、資料が出ていないのはどういうことでしょうか。少なくとも公園についてはやりとりがあるんじゃないかと思われるんですが、いかがでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 公園につきましては、地域の皆様の意見も伺いながら、植栽や遊具、ベンチなどについて協議しているところでございます。なお、公園につきましては、東京街道団地地区地区計画におきまして、道路や児童遊園、運動広場などと同様に地区施設として位置づけられておりまして、東京都都市整備局が地域の要望を参考としながら、みずから整備するための土地でありますので、市といたしましてはいわゆる創出用地というふうには考えておりません。

以上です。

○2番（尾崎利一君） この東京街道団地の生活支援ゾーンにかかわってですけれども、現在この東京街道団地と参議院宿舍跡地で、どちらに特養ホームを整備するかということで検討しているようです。地価は参議院宿舍跡地のほうが高いけれども、軽減率も高いので、参議院宿舍跡地のほうが安く借りられるということのようですけれども、年間幾ら安く借りられることになるのか、50年間だと幾ら安くなるのか伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） ただいまの特別養護老人ホームを整備をすると仮定し、国有地並びに公有地を比較検証した場合がありますが、11月の市有地等利活用検討委員会の資料として作成したのから申し上げさせていただきます。そのときには、敷地面積を3,700平方メートルと設定し、50年間の借用、それに対してそれぞれの優遇制度などを加味し、国有地において50年間で832万5,000円、安い金額となっております。1年当たり直しますと16万6,500円の金額の差となっております。この点について、今後、検討委員会のほうで再度検討することといたしております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 次に、次にというか、この生活支援ゾーンのところですけれども、この生活支援ゾーンについての東京都との話し合いはどうなっているのか、またこの具体化の見通しについて伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 今後、東京都の東京街道団地創出用地についての話し合いについては、仮に特別養護老人ホーム等を整備するという仮定をした場合についても、東京都の担当と調整を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） 生活支援ゾーンそのものについての話し合い、それから具体化の見通しというのはどうなんですか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 生活支援ゾーンにつきましては、東京都が民活等の活用についても視野に入れておりますので、そちらのほうと総合的な調整、連携等を図りながら、一定の結論を出させていただきたいと考えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 見通しはどうでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 生活関連指定地区の今後の東京都の協議のスケジュール的なものについては、現在では持ち合わせておりません。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 特養ホームにかかわってですけれども、参議院宿舍跡地については特養、介護施設のための優遇措置の土地ですので、決めれば直ちに実現に向けたルールに乗せられる状況ですけれども、東京街道

団地の創出用地については現在の状況ではすぐに決めるということさえままならない。先延ばしになる可能性もあると考えます。

いずれにしても、すぐに進められる参議院宿舍跡地について、直ちに決定をし、都有地についても市民の暮らしのためにフル活用すべきだというふうに考えます。いかがでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） ただいまの特別養護老人ホームの整備に当たりましては、繰り返しになりますが、国有地、都有地、改めて検討をいたす予定としておりますので、国あるいは東京都の事業の進行状況との確認をしながら、総合的に検討し、結論を出したいと思っております。また、仮に都有地、東京街道団地の創出用地を活用し、特別養護老人ホームを整備をするとした場合につきましては、地域の福祉、インフラ整備事業の実施に係る調整ということで、必要な面積や場所を東京都に要望いたしますことで、速やかに始めることが可能になると考えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） いずれにしても、私は国有地についても、都有地についても、市民の福祉の向上にフル活用していくという立場で臨んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それから、次にいただいた資料によると、清水1丁目の水道局用地に市内保育園の分園を建設するという方向で東京都と調整に入るようです。ここは私のほうからも、待機児解消に向けた緊急対策として、市内で4カ所の土地が追加されているということ指摘して、要求してきた土地の一つでもあるわけですが、この詳細について伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 東京都水道局から、ただいま御案内のありました土地につきまして、個別に水道局所有物件についての利用意向ということで確認をしたいという連絡をいただきました。この清水1丁目の水道局所有地ですが、議員おっしゃられたとおり待機児童解消に向けた緊急対策に基づきまして、東京都のホームページにも掲載がされておりました。この土地について、市有地等利活用検討委員会の説明を経て、庁内の利用確認をし、子育て支援部より保育園分園として活用したいとの希望を確認したものであります。その結果を、市有地等利活用検討委員会で説明、了承を得まして、今後、東京都水道局と具体的な手続の確認を行う予定としております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） ことしの3月議会で、認可保育園を新たににつくらないという方針は見直すということが表明をされ、そして今回、市内保育園の分園を建設するという方向で、この清水1丁目の水道局用地を活用していくという、具体的に踏み出されるということについて、大変重要なことだというふうに思います。評価をしたいと思っております。ぜひ、ここは形は何か三角形が2つ、こう並んだような土地ですけれども、1,500平米ぐらいあるということですので、待機児童解消という点でも大いに、これ活用していただきたいというふうに思います。

次に、向原団地の創出用地について伺います。

議会初日の議員全員協議会で御説明いただきました。北側の創出用地については、市民の理解が得られれば都教育庁の計画している知的障害特別支援学校整備の方向で進め、しかし南側の活用方法についても一体的に決めて進めたいということだったと思います。確かに東京都が北側に知的障害特別支援学校整備を急ぎたいと考えているときに、南側についても利用方法を一緒に決めてしまわないと、南側がまた長期にわたって塩漬けにされるという可能性もあるわけで、そういう点では一緒に決めていきたいという考えもわかります。

同時に、切望されている皆さんから見れば、一日も早くということになるわけで、これスピード感を持ってやっていただきたいというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○**公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君）** 向原団地の創出用地の関係であります。まず東京都に地域の皆様の御意見を聞いていただき、その上で北側の創出用地と南側の創出用地を一体のものとして、将来のまちづくりや市民や周辺住民の皆様のメリットを考え、最適な土地利用となりますように、スケジュールも含めて東京都との協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○**2番（尾崎利一君）** 議員にああいう説明もあったということですから、東京都とのそういうスケジュールも含めた協議を本格的に進めていくということなんだろうと思いますが、当面のそこら辺の日程について、明らかなことがあれば伺います。

○**公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君）** 当面のスケジュールということですが、まずこの定例会で、定例会の初日に全員協議会を開催させていただきました。その結果を踏まえて、今後、協議を進めてまいります。具体的な日程につきましては現時点ではございません。

以上です。

○**議長（押本 修君）** ここで10分間休憩いたします。

午後 3時32分 休憩

午後 3時42分 開議

○**議長（押本 修君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**都市計画課長（神山 尚君）** 済みません、先ほど東京街道団地の面積について答弁漏れがございましたので、ここでお答えさせていただきます。

生活支援地区の北側にあります公園につきましては、真ん中、緑道で2つ分かれておりますけど、両方合わせまして約1ヘクタール。それから、運動広場のほうは約1.2ヘクタール。これは地区計画の地区整備計画の面積でございます。

失礼しました。以上です。

○**2番（尾崎利一君）** ありがとうございます。

この特別支援学校にかかわってですけれども、同僚議員が要求した、この地下の雨水貯留施設ですけれども、1万立方メートル、1万立米というんですか——という規模ですが、これはどの程度の効果が見込めるのでしょうか。南街交番前の状況や、4丁目東大和市駅前の状況、こうした雨水冠水の解消という点で、見込める効果について伺います。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 1万立米の貯留量の効果ということでございますが、東京都は平成26年6月に東京都豪雨対策基本方針を策定してございます。この策定の中で、時間60ミリの降雨に対し浸水被害を防止するという方針を掲げてございます。平成28年の台風9号の東大和市内の降雨は、総雨量200ミリ、時間最大雨量76ミリで、東京都豪雨対策基本方針で掲げる降雨を超えるものでございましたが、この台風9号での浸水被害状況につきまして、浸水範囲、また浸水の水深から浸水量を算出しましたところ、東大和市駅付近、駅前付近の市道第1号線や南街4丁目交差点付近、また南街交番付近を合わせた範囲の浸水量はおよそ1万立米でございました。この結果から、平成28年の台風9号程度の降雨でございましたら、これらの範囲でござい

南街、向原地域の道路冠水はほぼ解消されるものと推定してございます。ただし、雨の降り方は毎回同じではございませんので、10分間雨量が20ミリも30ミリも降り、またそれが20分から30分降り続いた場合など、平成28年の台風を超えるような勢いの豪雨についてまでも、道路冠水が解消することができるとは必ずしも言えないと考えてございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） これは市が、この特別支援学校整備に当たって、仮要望という形で都側に出していただいた結果、こういう回答が来たと。今の御答弁だと、この1万立米という規模は、駅前の市道1号線、南街4丁目、南街交番前、合わせて平成28年の台風9号のときの雨水冠水を防げるという規模のものだという御答弁いただきました。大変重要なことで、こうした要求も東京都と積み重ねながら、こうした結論に至ったということ、評価したいと思います。ぜひ、頑張っていたいただきたいというふうに思います。

この点からも、この向原団地の創出用地について、具体的にその整備を進めていくという点については、今の雨水対策という点からも、ぜひ急いでいただくようお願いいたします。

次に、②のほうですけれども、みのり福祉園跡地について、（仮称）東大和市児童発達支援センターと子育て支援拠点施設の整備の実現可能性について、公募型市場調査を実施するということですが、児童発達支援センターというのは、これまで検討していたやまとあけぼの学園を移転し、その事業に加えてさらにグレードアップするというのでいいのか。それから、子育て支援拠点というのは、子ども家庭支援センターを移転し、これを子ども子育て包括支援センターとして発展させていくということ——という理解でいいのか伺います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） やまとあけぼの学園は昭和47年の建築で、築46年目を迎えているところでございます。老朽化も進んでおりますことから、市有地の有効的な利活用を念頭に置きまして、旧みのり福祉園跡地におきまして、やまとあけぼの学園を移転させる方向で検討を進めているところでございます。

また、やまとあけぼの学園は、児童発達支援事業所として現在運営しておりますが、国から平成32年度末までに整備に努めることとされております児童発達支援センターとして、機能の拡充を図りたいと考えているところでございます。

次に、子育て支援拠点につきましては、当市では既に保健センターと子ども家庭支援センターで連携して、子育て世帯包括支援センターとして事業運営を行っているところでございますが、国からは子ども家庭総合拠点と子育て世帯包括支援センターの同一の担当機関による一体的な支援体制が望ましいとされておりますことから、それらの機能を含めた複合的な子育て支援の拠点施設の整備を考えているところでございます。このことから、これから実施をいたします旧みのり福祉園跡地に関する公募型使用調査、サウンディングでございますけれども、これにおきまして民間事業者との対話の中で、施設整備の可能性につきまして意見や提案を求めたいと考えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） わかりました。

これまで検討していたことを具体的に進めていくということだと思いますが、公募型市場調査とはどのようなものなのか、それからこれまでの検討を踏まえて公募型市場調査を必要とした経過について伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） では、私からまず公募型市場調査について御紹介したいと思います。公募型市場調査、サウンディングという言葉で使う事例も多く見られますが、国の資料から御説明させ

ていただきます。

国土交通省総合政策局が地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引きという資料を公表しています。この中では、民間事業者との意見交換等を通しまして、事務に対してさまざまなアイデアや意見を把握する調査という説明がなされています。

以上です。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） それでは、なぜ公募型市場調査、サウンディングを行うかといった経過についてを、私のほうから御答弁させていただきます。

これまで旧みのり福祉園跡地の利活用につきましては、やまとあけぼの学園の移転及び機能拡充の方向で検討してまいりました。旧みのり福祉園園舎の改築、建て替え、リースなどのさまざまな手法での検討を行ってまいりましたが、いずれも7億円から10億円弱の費用を要することが想定されますことから、市財政の状況や今後の財政負担、公共施設の全体的な見直しなどを考慮すると、実現の可能性は厳しいものと考えざるを得ません。そのため、近年、各地の地方自治体で取り組みがふえております公募型市場調査、サウンディングに着目し、課題の達成に向けて構想段階から民間事業者のアイデアやノウハウなどの意見や提案を求め、民間活力を積極的に活用した官民連携を進めていくこととしたものでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 市単独でこれを整備するのは大変困難だということで、民間の活力も、それから知恵もかりて、どういう方法があるのか検討していくということだったと思います。それで、この検討に当たって、今、額、7億から10億というものがかかって、とてもこれでは厳しいということありましたけれども、そのほか課題になってくるようなことがあれば伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） この公募型市場調査、サウンディングを行うに当たりまして、一番私どもが今、懸念をしているのは、応募をしてくれる民間事業者があるかないかということでございます。ただ、この国交省等の資料などを見ますと、もし応募して、民間事業者が応募してこなければ、それはそれで民間事業者にとっては参入の可能性が低い、非常にうまみがない土地だ、土地なりそういう公共的な不動産であるということ自治体が把握できると。そういうメリットがあるというようなことで、説明がされておりますことから、残念ながら私どもとしては、今回の応募をしていただきたいということで、本当に熱望してるところでございますけれども、もし残念ながらなくても、そういったところの把握はできるということで、今後のこの土地の利活用に、またいろいろな検討ができるものというように考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） これは情報公開などで、以前いただいた中で、ここについては幾つかの事業者なども聞き取りをして、ここはこういうふうにやっているとというようなことも調査をしていたと思います。ただ、それは児童発達支援センターについての聞き取りということで、子ども・子育て拠点施設でしたっけ——についても一緒にやるということになると、それこそなかなか大変なことなのかなというふうにも思うわけですが、これまでこうした2つの事業を全国的にもやっているとような状況というのはあるんでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 全国の事例ということで、私どもまだ調べ切れてはおりませんので、ただ地方のほうの自治体のほうが、今そういった公共施設の空き用地等の活用について、非常に積極的にサウンディング等を行っているとということでございますので、全国津々浦々探せば、もしかしたらこういった事例もあるかもしれないというふう考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） わかりました。

次に、第一・第二給食センターについてですけれども、これは全くこれからということなんでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 第一学校給食センター並びに第二学校給食センターにつきましては、おっしゃるとおり具体的な利活用につきましての審議はこれからということになります。

以上です。

○2番（尾崎利一君） これまで、先ほどの清水一丁目の水道局用地ではないですけれども、市の庁内で、この給食センターの用地について、活用の希望について確認したことはあるんじゃないかと思うんですけれども、もしあればその際、どのような要望が、どの部署からあったのか伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 学校給食センターの跡地ということで、平成29年の7月の段階で意向確認をいたしました。そのときには、その方法といたしまして、例えば宅地としての売却というのが一つありました。また、貸し付けの方法といたしましては、民間の企業などに対しまして、事業活動を行う場所としての貸し付け、あるいは障害者の通所事業の施設を整備するための貸し付けを検討するという事例もございます。また、市として公共用として活用する事例といたしましては、防災用備蓄倉庫の設置や借地を使用して、今運営しておりますゲートボール場を移設すること、あるいは民具等、収蔵施設を設置するという案が寄せられておりますが、このときの紹介につきましては用途地域等、一切の条件を加味しない中での意見集約だったものですから、今後具体的な検討については、さらなる精査を行っていくことを考えております。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） いずれにしても、この市有地も含めて、市民の貴重な共有財産だというふうに思いますので、この活用については、ぜひ売却してしまうということではなくて、公共的活用を図っていただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（押本 修君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中間建二君

○議長（押本 修君） 次に、18番、中間建二議員を指名いたします。

〔18番 中間建二君 登壇〕

○18番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。通告に従いまして、平成30年第4回定例会における一般質問を行います。

まず初めに、小中学校体育館へのエアコンの設置について伺います。

本件につきましては、前定例会の一般質問で取り上げさせていただき、都や国の動向を踏まえつつ、本市における迅速な取り組みを求めてまいりました。その後、10月19日には都議会公明党が小池百合子東京都知事に対して、小中学校体育館へのエアコン設置を進めるための平成30年度補正予算編成に関する緊急要望を行い、私ども東大和市議会公明党としても、11月3日に尾崎市長に対して同様の緊急要望を行ったところでございます。その後、東京都は公明党の緊急要望の内容を反映した補正予算を編成し、今開催されております都議会定例会において提案されております。

その内容は、災害時に避難所となる公立小中学校の体育館へのエアコン設置に約81億円を計上し、都独自の補助制度を新設するものとなっております。また、区市町村が早急に事業に着手できるよう、都が国庫補助を

上回る補助単価や補助率加算を設定して財政支援を行い、3年間で538棟分の予算を確保し、設置に関連して空調効果を高める断熱工事や電源工事、設計の費用なども補助する内容となっております。さらに、31年度当初予算においては、リース契約による導入への支援についても盛り込む方針が示されていると承知をしております。

そこで、以下の点についてお尋ねいたします。

①として、小中学校体育館へのエアコン設置について、これまでの国や都の補正予算や設置補助等の動向をどのように認識しているか。

②として、当市で設置を進めるに当たり、今年度内での対応及び新年度予算での対応についてどのような検討を行っているのかお尋ねいたします。

次に、防犯カメラの設置拡大による防犯対策の強化について伺います。

悲しいことに全国的には子供、女性、高齢者など社会的弱者が被害者となる痛ましい事件、事故が後を絶ちません。そのような中、当市においては小学校通学路への防犯カメラの設置に加えて、青色回転灯パトロールカーによる巡回パトロールや、安全安心情報メール送信サービス、さらには本年秋から全ての小学校と学童保育所にICカードを活用したメール見守りシステムを導入するなど、公明党として市議会で訴えてきた施策が着実に実行されております。担当部局の取り組みに心から敬意を表し、感謝を申し上げます。防犯カメラの設置につきましては、広く犯罪の抑止効果が確認をされ、市民の間でもその認識が共有をされております。当市においても、東京都の補助制度を活用し、小中学校敷地内及び小学校の通学路等への防犯カメラの設置がなされてまいりました。これまでの防犯カメラ設置による犯罪の抑止効果を踏まえ、さらなる設置拡大を求める立場から、以下の点についてお尋ねいたします。

①として、現在、市が関与して市内に設置した防犯カメラについて、どのような場所に、どのような目的で設置されているのか。

②として、それぞれ、防犯対策にどのような効果が見られているのか。

③として、以下の場所について、防犯カメラの設置拡大が必要と考えるが、どのように認識しているか。

アとして、小中学校の通学路。

イとして、市が管理する公園。

ウとして、その他、防犯上、危険と思われる箇所。

次に、高齢者見守りぼっくすによる見守り支援について伺います。

日本全体においては2011年から本格的な人口減少に入ったと言われており、その流れは当市においてもあらわれております。さらに、より深刻なのが高齢化の進展、特に単身高齢者世帯が急激に増加していることによる地域社会への影響が懸念をされております。

これらの状況を踏まえ、当市においても地域包括ケアシステムの構築に取り組まれておりますが、高齢者の見守り支援も地域包括ケアシステムの一翼を担う重要な施策であると認識をしております。

そこで、以下の点についてお尋ねいたします。

①として、高齢者見守りぼっくすによる見守り支援について、日常的にどのような見守り支援の活動を行っているのか。

②として、高齢者世帯の増加に合わせて高齢者見守りぼっくすの設置箇所をふやし、活動の強化を図っていくべきではないか。

③として、民間緊急通報システムの設置拡大は、見守り支援に有効だと考えますが、どのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

次に、空堀川管理用通路の整備について伺います。

①として、芝中住宅の南側の箇所の整備がおこなわれておりますが、どのような理由があるのか。

②として、今後の整備の見通しはどうかお尋ねいたします。

次に、整備がおこなわれている生活道路の改善について伺います。

①として、南街5丁目の東大和市駅北側周辺のU字溝の改修について、どのような計画になっているのか。

②として、南街3丁目の市道第519号線は、東側には排水溝が整備されておらず、舗装の損傷も見られますが、今後の整備計画はどのようになっているのかお尋ねいたします。

最後に、3市共同資源物中間処理施設について伺います。

桜が丘に建設中の同施設については、地域住民の理解を得ることを前提に建設を進めるとした3市4団体の確認事項が結果として守られず、地域住民の理解を得るために開催をしてきました施設整備地域連絡協議会も、衛生組合の側からの一方的な通告により解散を余儀なくされました。この間の経緯は、まことに遺憾であり残念であります。一方、衛生組合議会では関連する予算が成立し、当市における都市計画決定等の手続がなされたことで、施設建設が進んでおります。現状においては、平成31年4月からの施設の稼働を前提とした対応をとらざるを得ない状況であると認識をしております。今後、同施設を継続して安定的に稼働をさせていくのであれば、地域で絶対に健康被害を起こさないことは当然として、地域住民の不安を払拭するための誠実かつ迅速な情報公開を行うなど、市としても誠心誠意、でき得る限りの取り組みを行っていくべきと考えます。

①として、建設に至る計画段階では、施設の必要性について近隣住民の理解を得られていないと考えますが、施設建設後の稼働に向けて、市としてどのような取り組みを行っていくのか。

②として、近隣住民の生活に配慮し、健康被害等の不安を払拭するためには、施設に持ち込んで処理する資源物を極限まで少なくすることが重要だと考えますが、どのような対策をとっていくのかお尋ねいたします。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしくお尋ねいたします。

〔18番 中間建二君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、小中学校体育館へのエアコン設置についてであります。国や東京都の補正予算や設置費、補助費等につきましては、ことしの夏の猛暑を受けて学校体育館のエアコン設置を進めるため、国では特例交付金が整備され、東京都では補正予算案におきまして新たな支援制度が示されております。加えて、東京都では平成31年度当初予算において、支援制度の拡充も検討している旨が示されております。学校体育館へのエアコン設置を進める場合には、これらの交付金等を活用することで、市財政への負担軽減が図られると考えておりますが、全小中学校体育館へのエアコン設置につきましては、多額の費用が見込まれていること、また体育館本体の空調環境の改善の検討が必要なことなど、幾つかの課題がありますことから、引き続き国や東京都の支援策について情報収集し、検討を重ねていく必要があると考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、防犯カメラの設置場所と、その目的及び効果についてであります。市では市役所本庁舎内及び子ども家庭支援センターに利用される市民の安全確保の目的で防犯カメラを設置しております。また、児童・生徒

の安全の確保の目的で小学校の通学路及び小中学校の校門周辺に防犯カメラを設置しております。その他としては、警視庁が子供の見守り等を目的に、東大和市駅等に設置したのものや、湖畔地区の自治会で犯罪防止等を目的に二ツ池公園などに防犯カメラを設置しております。いずれの防犯カメラにつきましても、犯罪の抑止効果という面で一定の効果があると認識しております。

次に、防犯カメラの設置拡大についてであります。通学路における児童・生徒の安全対策につきましては、防犯カメラだけでなく、青色回転灯パトロールや、地域の方々による見守り等を多くの人の目によることが大切であると考えておりますことから、現時点で防犯カメラの設置を拡大する考え方はありません。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、市が管理する公園についてであります。公園への防犯カメラの設置につきましては、近隣住民や公園利用者の皆様の理解が求められます。防犯カメラの設置に要する財源と合わせて、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、通学路や公園以外の防犯上、危険と思われる箇所についてであります。一般的には侵入が容易で周囲の関心が低く、死角があり、人目につきにくい場所が危険と言われております。防犯カメラは適切に運用することで犯罪防止に一定の効果があるものと認識しておりますが、プライバシー保護や経費等の観点から慎重に対応する必要がありますので、設置につきましては引き続き研究してまいります。

次に、高齢者見守りぼっくすによる見守り支援活動の現状についてであります。高齢者見守りぼっくすは相談員が地域の単身高齢者及び高齢者のみの世帯の自宅を訪問し、その実情を把握するとともに、地域における見守り等の支援を必要とする高齢者に対しましては、関係機関と連携しながら必要な支援を行う窓口機関であります。通常の活動は、所管する地域において年齢の高い方などから順次個別訪問を行い、状況の把握を行っております。一方、連携する高齢者ほっと支援センター等からの依頼や、地域住民からの情報提供があれば、特定の家庭に個別に訪問する場合があります。また、日常の見守りを希望する高齢者世帯に対しては、生活リズムセンサー等を導入した民間緊急通報システムの利用支援も行っております。

次に、高齢者の増加による高齢者見守りぼっくすの増設についてであります。現在、市の65歳以上の高齢者は2万2,800人を超え、高齢化率は26%を超えております。高齢者の増加傾向は、2045年まで続くものと推計されておりますことから、高齢者の見守りの必要性は今後も高まるものと認識しております。これまで高齢者見守りぼっくすは、高齢者ほっと支援センターのアウトリーチ機関として、積極的に地域を回り見回り機能を発揮してまいりました。一方、民間事業者の日常的な活動を活用して高齢者を見守る、見守りネットワーク～大きな和～や、社会福祉協議会の見守り・声かけ活動なども整備されております。今後の高齢化の状況を勘案しながら、高齢者見守りぼっくすの活動のみならず、民間事業者や市民の皆様による見守り活動を含めた重層的な見守り体制を充実させることが必要であると認識しております。

次に、民間緊急通報システムの設置拡大に関する取り組みについてであります。民間緊急通報システム事業は、民間警備会社の通報機器及び通信システムを活用して高齢者を見守る事業であります。このシステムは、緊急事態に陥った高齢者が簡単な操作で緊急通報をすることができ、また意思表示ができない状況においても、システムが自動的に通報するなど、充実した機能で高齢者を見守ることができるものであります。このシステムの需要は高まっており、市における利用世帯は毎年3割ほどの割合で増加しております。高齢者の安全・安心を確保する仕組みとして、今後も普及に努めてまいりたいと考えております。

次に、芝中住宅南側の空堀川管理用通路の整備がおこなわれている理由についてであります。空堀川を管理し

ております東京都によりますと、当該通路は芝中調整池沿いの通路であり、芝中調整池部分の再整備は、まだ具体的なことは決まっていない状況であり、現在は下流側の東芝中橋と上流側の新中砂橋付近の橋梁整備と護岸整備を進めているとのことであり、その後、芝中調整池部分の整備方法を検討していくとのことであり、

次に、今後の見通しについてであります、東京都に確認しましたところ整備時期は未定とのことであり、

次に、南街5丁目地内のU字溝の改修計画についてであります、平成30年度につきましては市道第412号線、路線延長41メートルの改修を、平成31年1月から予定しており、平成31年度から平成33年度までの東大和市実施計画におきましても、順次、L字溝に改修するなどの道路改良工事を実施していく計画としております。

次に、市道第519号線の整備についてであります、市道第519号線は道路幅員6メートルの生活道路であります、今後の整備につきましては、他の生活道路の舗装劣化状況や排水施設の未整備箇所とも比較検討しながら、実施について検討していきたいと考えております。

次に、資源物中間処理施設稼働に向けた取り組みについてであります、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設は、平成31年4月から施設の稼働を予定しております。施設の稼働に当たり、運営について施設周辺の地域住民の皆様と意見交換及び連絡調整を図ることを目的とした小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設運営連絡会を設置すると伺っております。

次に、資源物中間処理施設への搬入量の削減についてであります、施設で処理する資源物を少なくするため、資源物は買ったお店に戻していただく、「マイバッグ 資源を入れて お買い物」を市民の皆様実践していただけるよう、引き続き啓発活動に努めるとともに、施設へ搬入する資源物の削減に取り組むよう、担当部署に指示しているところであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 初めに、小中学校体育館のエアコンの設置についてであります、国や東京都の補正予算につきましては、国では平成30年度第1次補正予算におきまして、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金が整備されました。また、東京都では平成30年度一般会計補正予算案により、区市町村立学校屋内体育施設空調設備に対応する新たな支援制度が示されております。加えて、東京都では平成31年度当初予算におきまして、リースに対する支援策について検討している旨が示されております。教育委員会といたしましては、これからの動向を把握しているところでございます。

次に、エアコン設置に向けての対応についてであります、現在、国や東京都の支援策や他市の動向など、情報収集に努めているところであります。一方で、エアコン設置に向けては、空調効果を高めるための断熱改修や機器設置のための構造補強の検討も課題であると認識しております。また、設計や工事の期間の確保や事業への影響なども考慮する必要があると考えております。これらの課題につきましては、今後十分に調査検討するとともに、補助制度やリースに対する支援策の動向につきまして引き続き注視してまいります。

次に、通学路における防犯カメラ設置拡大についてであります、市教育委員会では小学校の通学路に合計50台、小学校の校門などに合計40台、中学校の校門などに合計17台の防犯カメラを設置しております。このうち、小学校の校門などに設置した防犯カメラにつきましては、設置後、10年以上が経過しており、劣化が認められることから、東京都の補助金を活用し、平成30年度に機器の更新を予定しております。今後、防犯カメラ

の適切な運用に努めてまいります。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 市長、教育長、御答弁ありがとうございます。御答弁の内容を踏まえまして、再質問をさせていただきます。

まず1点目の小中学校体育館へのエアコン設置の問題でございますけれども、1番目の認識の問題でありませんが、東京都の補正予算の内容は、私ども公明党の市区町村議員が、東大和市では尾崎市長を初め現場での御意見や御要望を伺わせていただき、都議会公明党を通して東京都へお伝えをさせていただきました。その結果、国庫補助を上回る補助単価の設定、また躯体工事への補助、さらには初期投資の少ないリース方式の採用など、市区町村の現場の側の声が十分に反映されているものになったと私は評価しておりますけれども、本市ではどのように受けとめておられますでしょうか。

○副市長（小島昇公君） ただいまのエアコンの設置についてでございますが、市長への意見聴取、要望ということもございまして、それが結果的に東京都を動かしたということで、非常に補助率が上がったり、当初、一番心配しておりましたのは、やはり実際にかかる経費と補助基準のマックスが大分格差があつて、一財の持ち出しが非常に多くて困難だということも改善されたと。方式につきましても、リースも可能だよということで、非常に体育館への冷暖房の設置について、必要性は市としても認めておりましたが、一番ネックになるのが財政的な問題でございましたので、この件につきましては非常にお力添えをいただいたことに感謝をいたしております。

あと、ではどういうふうにつけていけるのかということになりますと、先ほど来、市長、教育長から答弁をさせていただいておりますが、具体的に学校への影響、それから精査して見ますと、さらに設置にお金がかかる。また、冷暖房の効果が体育館という構造から、冷暖房機を置くだけで効果があるかといいますと、非常にそこについての対応も必要になると。それから、建設をしてからの年数のこともございますので、やっぱりその強度についての考え方もございますので、事業への影響も含めて、どうしたら早くそれをつけられるかということ、市としてはまた東京都にもお願いをしながら、なるべく早く進められるかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今副市長のほうから、今回の東京都の補正予算案の内容等については、評価をさせていただいてるということで御答弁をいただきました。そういう中で、まずこの具体的な内容に入る前に、今の御答弁を踏まえまして、この東大和市としても、この東京都の平成33年度までの補助ということでの一つの目標、期間設定をした中での取り組みについて、東大和市でもこれを機に、何としても前に進めていきたいという強い意向、気持ち、方針を持っていらっしゃるということを再度確認させていただきたいと思っております。

○副市長（小島昇公君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、体育館が児童・生徒が授業で使う、さらにいざというときには避難所になるということから考えまして、冷暖房機が必要だということは強く願っておりますので、なるべく効率的に、早くということでは考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） ありがとうございます。

具体的な市としての方針を示されてるということで受けとめさせていただきました。ありがとうございます。そういう中で、じゃ②の具体的な設置を進めるに当たっての取り組みを再度伺いたいと思うんですけども、

1つは今年度内、いわゆる年度内での補正予算での対応ということで、東京都は今予算が、補正予算が提案をされ、また自治体によっては既に補正予算対応ということで、取り組みが進んでる都下の自治体もあるというふうに承知をしておりますが、東大和市ではこの補正予算、年度内、すなわち来年、夏に間に合う形での取り組みという検討はどうであったのか伺いたいと思います。

○**学校教育部長（田村美砂君）** 今年度内での対応ということでございますけれども、現在、東京都のほうで補正予算ということで計上していただいております。その前に、国のほうで第1次補正予算ということでの希望調査ということがございました。今回、東京都のほうでは、その国のものと連動して活用すると、その東京都の補正予算のほうの条件がよくなるということで、まだ紙の段階ですけれども、そのように捉えております。まず国のほうで、まずお話が、最初に10月の下旬ごろですね、ありましたものについては、従来の3分の1ということでの補助のみでしたので、東京都の補助はないという段階でしたので、東大和市では見送ったという形でございます。今東京都のお話がございます、その国の補正予算に載るようでしたら、そういう有利な条件でということでお示しされてるところですので、今現在ではその東京都の補正の今年度にのるということは、今現在では困難なのかなということで捉えております。

以上でございます。

○**18番（中間建二君）** 非常にこのタイムスケジュールが限られてる中で、難しいことは私どもも十分承知をしております。そういう中で、補正の対応が困難であるとした場合に、じゃ新年度予算での対応について、現在どのような検討が行われているのか確認したいと思います。

○**学校教育部長（田村美砂君）** 新年度ということでございますけれども、東京都のほうから平成31年度、先ほど議員からもお話ありましたけれども、今度はリースという形でも支援をいただけるということでお話いただいておりますので、そちらを、まだ詳細は全くわかっておりませんので、それを見させていただいた上で、31年度に市として対応できることがあれば、先ほど副市長のほうからもありましたけれども、効率的に早く進められればそのお話のほうに進めていきたいなと思っております。

以上でございます。

○**18番（中間建二君）** リース方式の詳細が、まだ明らかになってないということでございましたが、一般的にはこのリースであれば初期投資が少なく済む、経費面でもメリットがあるというふうに言われておりますので、今回このリース方式が認められるということは、非常に大きなインセンティブであろうかと思っておりますので、ぜひここを含めて検討を進めていただきたいと思っております。

もう一点は、言われてることでございますけれども、この大型のエアコン設置に伴う変電設備の初期投資の費用ですとか、また災害対応のことを考えますと、LPガスを活用することが有効であるというふうにも言われておりますが、この点ではどのような検討認識を持っていらっしゃるか、伺いたいと思います。

○**建築課長（中橋 健君）** 災害時に都市ガスや電力の供給がとまった場合など、最低限のエアコンの稼働ができる設備を導入することは、今回、避難所となる学校、体育館においては非常に重要なことだと認識しております。このような設備の導入に向けては、インシヤルコストやランニングコストなども考慮の上、また避難所としてどの体育館へこういった設備を導入するのか——するのが効果的か、そのあたりを関係部署と調整を図り、今後、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○**18番（中間建二君）** このLPガスの活用についても、繰り返しになりますが、今御答弁いただきましたよ

うにメリットもあると。また、災害対応でも有効だということも確認されておりますので、ぜひ取り入れていただければ望ましいのではないかと思います。

先ほど冒頭、副市長のほうから、この新年度予算、また33年度に向けての期間がある中で整備していく方針について述べていただきましたので、私どもとしては31年度、新年度に15校、全てが設置ができることは当然望ましいわけでございますけれども、1校でも2校でもぜひ前に進めていただきますように、また33年度という1つの目標の中で、今回の事業が大きく前に進めていただけますことを、ぜひお願いさせていただきたいと思っております。

この点では、以上とさせていただきます。

次に、防犯カメラの設置拡大による防犯対策の強化について伺います。

防犯カメラの設置状況、またどのような目的でということを確認をさせていただきました。市が関与して設置した防犯カメラは、結局のところ市内で幾つになるのかということ、教育委員会では先ほどの御答弁では、通学路、校門等に合計107台という御答弁がありましたけれども、合計すると107台になりますが、市長部局としてはどのような認識を持っていらっしゃるのか伺いたいと思っております。

○総務部参事（東 栄一君） 市長答弁で申し上げましたけれども、今、市長部局のほうで把握してるものにつきましては、庁舎と、それから子ども家庭支援センターにあるものですが、数については済みません、ちょっと把握してございません。それから、関連したということで、湖畔地区の自治会の方々が道路に1カ所と、それから二ツ池公園のほうに2カ所設置したと認識してるところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） それでは、数もぜひ把握をしていただきたいと思うんですが、目的ということでも伺っております。それら教育委員会であつていただきましたカメラ、また市長部局であつていただきましたカメラについても、全て犯罪を未然に防ぐための犯罪抑止効果を期待して設置されたということによろしいのか、確認させていただきたいと思っております。

○教育総務課長（石川博隆君） 通学路におけます防犯カメラないし校門等に設置されてます防犯カメラにつきましては、児童・生徒等の通学時等、登下校の安心・安全面の対策ということで、それに対して犯罪を犯すというふうな形を意思を限定させるということの目的で設置してるところでございます。

以上でございます。

○総務部参事（東 栄一君） 施設のほうに関しましては、利用される市民の安全確保の目的で設置をしてございますし、二ツ池公園等、自治会のほうで設置したのものにつきましては、防犯が目的というふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 目的等も確認させていただきました。ありがとうございます。

じゃ、続いてそれぞれの防犯対策にどのような効果が見られているかということでお尋ねをしたところ、先ほどの市長、教育長の御答弁でも、一定の犯罪抑止効果があるとの認識が示されたというふうに受けとめております。そういう中で、この防犯カメラの効果ということで、政策大学院大学が公表しております論文等によりますと、1番目には犯罪抑止効果というものが挙げられておりますが、そのほかにも2番目として、その場所に利用者に安心感を与え、犯罪に対する不安を緩和する効果があるというふうに言われております。なるほどなというふうに思います。そして、3つ目には、これも広く知られておりますが、事件発生時には録画し

た映像を利用して犯人を特定する犯罪捜査に貢献する効果がある、こういうふうに記載をされておまして、なるほど、この犯罪抑止効果に限らず、2つ目、3つ目の大きな効果があるというふうに改めて認識をしたところでございます。

そういう中で、子供、女性、また高齢者を犯罪から守るための防犯カメラの設置につきましては、私は非常に公益性が高いものであり、だからこそ多くの自治体では今、設置が受容され、進められてるというふうに思っておりますけれども、この点についてはどのような認識を持っていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○教育総務課長（石川博隆君） 議員おっしゃるように、抑止効果、それから安心感、不安感の緩和と、それから捜査協力の関係ということで認識してございます。ちなみに、通学路の防犯カメラにおきましては、東大和市の個人情報保護条例の規定に基づきまして、捜査関係事項の照会書というのを警察のほうからいただいた場合には、録画映像を提供しているという形で協力をしてございます。犯人の確保とか、逮捕のほうまでつながってるか、何とかそこまではわかりませんが、提供の件数としましては平成29年の実績で13件という形になってございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） そのような、既に設置をされた通学路の教育委員会でつけていただいた防犯カメラについても、成果、効果が上がってるということでございます。そういう中で、当然のことではありますが、今教育委員会のほうで先行して107台つけていただきました防犯カメラについては、プライバシー等にも十分に配慮して設置をしていただいているものというふうに受けとめておりますが、この点についての御認識を伺いたいと思います。

○教育総務課長（石川博隆君） 防犯カメラを設置する際には、当然、議員さんおっしゃるように、プライバシーの関係を十分配慮されなきゃいけないというふうに認識してございます。その設置の際には、設置の角度といますかね、映り込みの画角を調整したりですとか、それから明らかに通学路でなくて、民家のほうが映っちゃうとかにつきましては、あらかじめマスキングというんですかね、そういう形で映り込みを防止したりとかというような形で、必要以上のもの、プライバシーに配慮した形で、余計なものは映り込ませないというふうな配慮をした形で設置をしてございます。

以上です。

○18番（中間建二君） そのような市民のプライバシーにも配慮をしつつ、また先ほど確認をさせていただいた3つの抑止効果を発揮するための防犯カメラとして、まず今設置されたものも機能をしているかというふうに思います。そういう中で、今回の質問では、私ども公明党としては、以前からこの防犯カメラの設置拡大については、木戸岡議員が一般質問で取り上げたり、また私ども公明党としても、これまでも予算要望もしてまいりましたけれども、今回改めてこの防犯カメラの抑止効果に着目し、設置拡大を何としても進めていただきたいというのが私どもの思いでございます。

そういう中で、続いて以下の場所に防犯カメラの設置が、拡大が必要と考えるということでお尋ねをしておりますけれども、まず小中学校の通学路への設置でありますけれども、この拡大に入る前に、今設置をされた、既に設置をされた防犯カメラ、通学路の防犯カメラについては、小学校1校当たり5台分ということで50台というふうに確認をされておりますけれども、これをつけるきっかけになったのは、やはり東京都の補助制度、補助金制度の創設ということが、当市においても防犯カメラの設置を進めていく上では大きなきっかけになったというふうに認識をしておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） やはり議員おっしゃるように、東京都の通学路防犯設備整備補助金ですか、こちらが創設されたということで、当市におきましても2カ年にわたり、平成27年度は25台また28年度についても25台という形で設置をさせていただいておるところでございます。そのうちの都合50台で1,288万円からの費用がかかってございますけれども、およそ都の補助金が679万円ということで、ほぼほぼ半額の補助を受けてるというような状況でございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） そこで、先ほど市長、教育長の御答弁の中でも、現在ではこの通学路への設置拡大についての見込みは、踏み込んだ御答弁はございませんでしたけれども、例えば今、小学校、1校当たり5台をつけていただいた中で、地域、またこれは子供たちのみならず、地域にも間違いなく安全・安心が広がっております。そういう中で、やはり私どもがよく市民の皆様からお聞きするのは、例えば中学校に対しては設置ができないのか、小学校の子供たちを優先することも当然なんですけれども、また一方で中学校は特にこの冬場、部活動等で帰宅が遅くなる、暗くなることも当然想定をされる中で、中学校への対応等もぜひ含めて進めてもらいたいというお声もたくさん伺います。また、小学校1校当たり5台、これは大変にありがたいわけでございますけれども、また一方でもう少し拡大できないかというお声もいただいているわけでございます。そういう中で、今、東京都が仮にこの後、設置補助についてさらなる拡充を都が踏み込んで方針を示した場合には、東大和市の今の導入状況等も含めると、再度、市としても設置拡大について検討ができるきっかけになるのではないかと考えておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 防犯カメラの設置、運営等につきましては、当初にお話ししました設置にかかる初期費用——イニシャルコスト、それから適正な録画機能を維持するための運営のための費用が必要になってまいります。過去2カ年で設置したのは、先ほど申し上げたとおり設置費用の半分の額が東京都の補助金として交付されておりますけれども、今後設置の拡大と考える際に、東京都の補助金とかがない場合につきましては、そういった初期費用、運営費用、全額、市の財源、教育委員会の財源から支出しなければならないとなりますと、他の教育施策に少なからずちょっと影響を及ぼす心配があるのではないかというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） その東京都の補助制度、カメラの補助制度、また今の御答弁でいきますと、何らかの形で管理コスト等についても東京都が踏み込んでくだされば拡大ができる、通学路については拡大ができる見込みがあるというふうに受けとめてよろしいでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 都の補助金の制度というのは、まだこちらのほうでは情報等把握はしてございませんけれども、万が一、そういった補助制度が創設されるような場合でしたら、そういったものが当市でも活用ができるか、可能かどうかにつきましては情報は逐次入手して、確認、研究してまいりたいというふうに思っていますので、引き続き都の動向については注視してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○学校教育部長（田村美砂君） 今の課長からも答弁ありましたが、東京都から補助をいただいて、またイニシャルコストについても、もしランニングコストについてもいただけるようであれば、大変ありがたいことだとは思いますが、またそれにつけて、また市でもずっと支出が続くということもございませぬ。これも大変重要なことだとは思いますが、ほかにもまた優先しなくてはいけないこともございませぬ。

すので、またそのあたりは東京都の補助がもしございましたら、そちらも見ながら考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） いずれにいたしましても、教育委員会のほうで先行して、この東大和市では通学路への防犯カメラの設置を取り組んでいただきまして、これは大変に、これは子供たち、学校関係者だけでなく、東大和市の地域の中で非常に評価をされ、喜ばれている事業でありますので、そこは大いに評価をし、また学校予算だけで対応してるというふうなことになりますと、それは申しわけないなという思いもしますので、ぜひここは市長部局と協力をしながら、設置拡大に向けてぜひ取り組みを進めていただきたいということをお願いをいたします。また、私どもとしても、東京都に設置拡大の取り組みを求めてまいりたいと思います。

続いて、市が管理する公園なんですけれども、こちらについてはなかなか進んでいないということがございまして、これを今回、何と進めていただきたいという強い思いもあるわけですが、都においては通学路の学校カメラ設置と同様に、区市町村立公園における防犯設備の整備に対する補助ということで、平成29年度から31年度にかけて補助制度が創設をされておりますけれども、これの活用について市としてはどのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 公園に防犯カメラを設置する場合ということで、今議員のほうから御紹介がございました都の補助要綱、3年間限定ということでメニューがあるというのは承知をしているところではございません。ただし、要綱の中にも対象事業ということで、設置する公園の地域住民における公園の見守り活動、こういったことが行われているのですとか、またカメラの設置に対しまして地域住民、その他関係者の合意形成が得られているか、そういった幾つかの課題がございます。また、一方、補助の要綱が東京都さんのほうであるわけなんですけど、補助の補助率ですね、こちらのほうが今要綱上、3分の1というふうになっておりますので、やはり3分の2は市負担ということを考えますと、初期費用で3分の2の負担、その後の維持管理で一般財源を充てていくというところでちょっと懸念事項がございます。そういったことから、現時点では調査研究というところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） 検討はしていただいているというふうには受けとめておりますが、先ほど御答弁いただきましたように、東京都のこの設置補助の要綱を見ますと、今部長が御答弁いただきましたように、地域の見守り活動がある公園ということで設定をされてる中で、今東大和市では自治会等の自主的な防犯パトロールというのは、今何団体が活動されているのか伺いたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 具体的な活動団体数は、まことに申しわけないんですが、今把握をしていないところでございます。ただ、うちのほうでも地域の公園を管理する中で、一定程度そういう活動をしていただける団体があるというのは承知はしてるところでございますが、まことに申しわけないんですが、数についてまではちょっと、私ども環境部のほうでちょっと把握ができておりません。

以上です。

○18番（中間建二君） いや、防災安全課のほうで、例えば防災安全の市のほうの用具を受けてパトロールを行ってる団体というのはあるわけですから、それがわからないということはないかと思うんですが、その地域の中で見守り活動、防犯パトロールを行ってる団体というのは幾つあるのか確認させていただきたいと思っております。

○総務部参事（東 栄一君） 防災安全課のほうで把握をしている自主防犯組織の数ということであると思えますけれども、済みません、21だったと思うんですが、もしかしたら若干前後があるかもしれません。ごめんなさい。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 私が住んでおります第一光ヶ丘自治会の中でも、自治会は強力的に防犯パトロールをもう何年も継続をして取り組みをされておりますが、そこに限らずさまざまな自治会、また青少対、またさまざまな団体が自主的な防犯パトロールについて既に取り組みを行っていただいているわけですので、そういう実績等も踏まえたと、この東京都の示した3分の1の補助がいただける要綱に沿った取り組みは、既に行われてる地域が数多く東大和市にはありますので、当然、防犯カメラ設置する場合には予算はかかるわけですが、設置ができる環境は東大和市の中でも十分にあるというふうに思っておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 設置、設置後の維持管理コスト、それ以外という部分で、そういう活動団体がある中の一部の公園というところのお話かと思うんですが、防犯カメラの設置、市長部局でこういった形で設置をしていくのか、その辺をまずは整理をさせていただくような部分の必要性もあるのかなというふうに思っております。確かに地域の方の活動の一助となるものであれば、それを否定するものでは決してございませんので、まずは市において防犯カメラというものの設置、こちらの基本的な方針というんですかね、その辺の整理等はまずはするべきかというふうに考えております。

以上です。

○18番（中間建二君） この件は、私ども公明党としては、改めて市民の要望を市長にお伝えする機会を設けたいと思っておりますが、一方で初めて出てる話じゃないわけですね。もう既に教育委員会が取り組んで設置が進み、また市議会の中でも防犯カメラの設置拡大が必要ではないかということで、私どもの会派に限らず意見、要望があったかと思えます。そういう中で、東京都の補助制度は31年度終了ということで、スタートがわかっているながら、この間の検討状況がどうだったのかということ、やはり私としては疑問に思わざるを得ないわけですが、通学路の設置拡大、そしてやはり市民のニーズとしては、公園の設置はぜひ進めてもらいたいというお声をたくさんいただいておりますので、ぜひ検討を進めていただき、東京都の補助制度も今は31年度終了となっておりますので、この新年度の中で何としても拡大ができないか、ぜひ検討を進めていただければありがたいと思えます。

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時50分 延会